

# 越谷市下水道事業 経営戦略

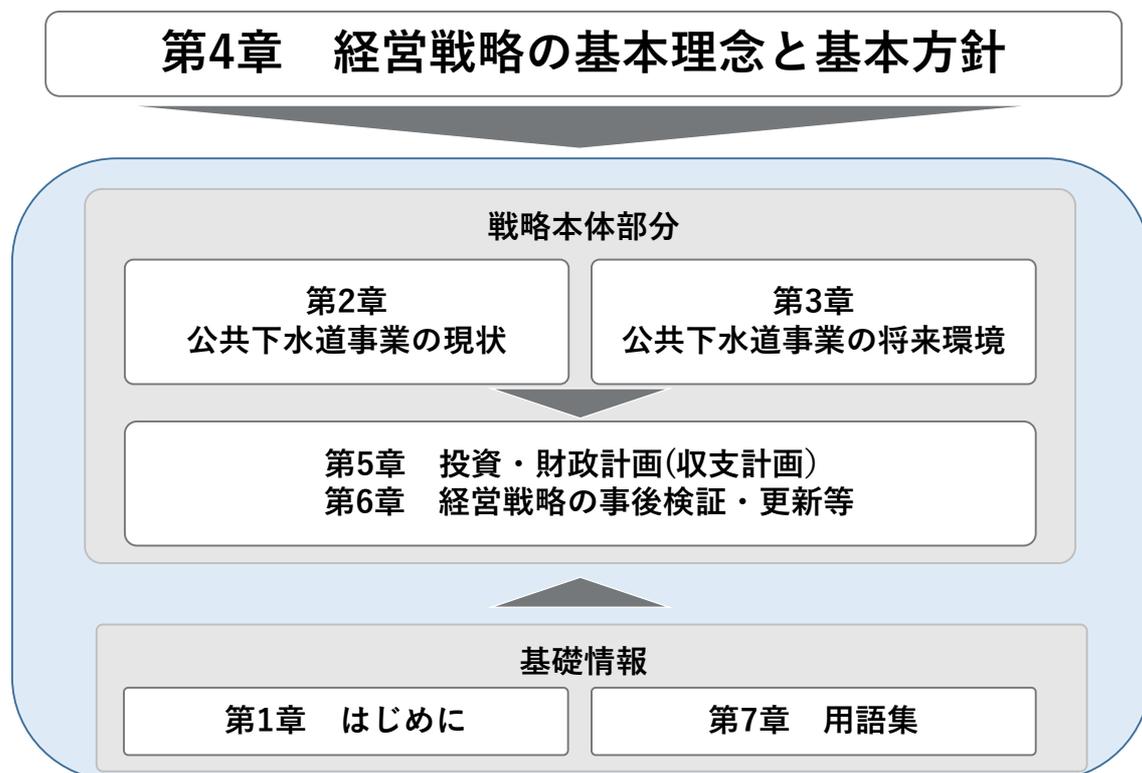
令和3（2021）年3月

# 目次

第1章	はじめに .....	3
1.	経営戦略策定の趣旨と位置づけ .....	3
第2章	公共下水道事業の現状 .....	6
1.	公共下水道事業の概要 .....	6
2.	使用料の概要 .....	9
3.	組織の概要 .....	10
4.	施設の概要 .....	13
5.	民間活力の活用状況 .....	17
6.	経営の状況 .....	18
第3章	公共下水道事業の将来環境 .....	31
1.	処理区域内人口の見通し .....	31
2.	有収水量の見通し .....	32
3.	使用料収入の見通し .....	33
4.	組織の見通し .....	34
5.	施設の見通し .....	34
6.	建設改良費の見通し .....	35
7.	企業債の見通し .....	35
8.	繰入金の見通し .....	35
9.	事業経営の見通し .....	35
第4章	経営戦略の基本理念と基本方針 .....	36
1.	基本理念 .....	36
2.	基本方針 .....	36

第5章 投資・財政計画（収支計画） .....	37
1. 投資計画 .....	37
2. 財政計画 .....	39
3. 経営健全化に向けた取り組み .....	40
4. 投資・財政シミュレーション .....	42
第6章 経営戦略の事後検証・更新等 .....	48
第7章 用語集 .....	49

## 【経営戦略の概念図】



# 第1章 はじめに

## 1. 経営戦略策定の趣旨と位置づけ

### (1) 経営戦略策定の趣旨

本市の下水道事業における中長期的な経営の基本計画として「越谷市下水道事業経営戦略」を策定します。

#### ● 策定の背景

近年の下水道事業を取り巻く環境として、将来的な人口減少や耐用年数を迎える施設の増加、近年増加している激甚災害への対策など、多くの課題があります。そのような中で、市民生活において欠かせない重要な都市施設である下水道を適切に維持管理し、将来に渡って健全な事業運営を行うため、下水道事業における中長期的な計画である「経営戦略」の策定が総務省より求められています。

本市における公共下水道事業は昭和 58（1983）年 4 月 1 日の供用開始以来、順次整備を進め、令和 2（2020）年 4 月 1 日時点の普及率は 83.95%、下水道処理区域面積は 2,772.82ha となっています。また人口においては、現在、増加している状況がありますが、今後、全国的に人口減少へと向かう社会情勢の中で、本市においても将来的に人口減少が到来し、それに伴う料金収入の減少が予測されています。更に、本市の下水道施設においても、老朽化の進行に伴う施設の更新投資や、防災・減災を目的とした施設の改修といった費用の増加が見込まれるなど、経営環境は厳しさを増しています。

そこで、本市においても、自らの経営状況を的確に把握するため、令和 2（2020）年 4 月 1 日より地方公営企業法のうち財務に関する規定のみ適用する、いわゆる財務適用を行いました。併せて、下水道事業を取り巻く厳しい環境の中、公営企業として健全な事業経営に資するため、中長期的な経営の基本計画である経営戦略の策定を行うものです。

※ [「地方公営企業法の適用について」](#)（越谷市 HP より）

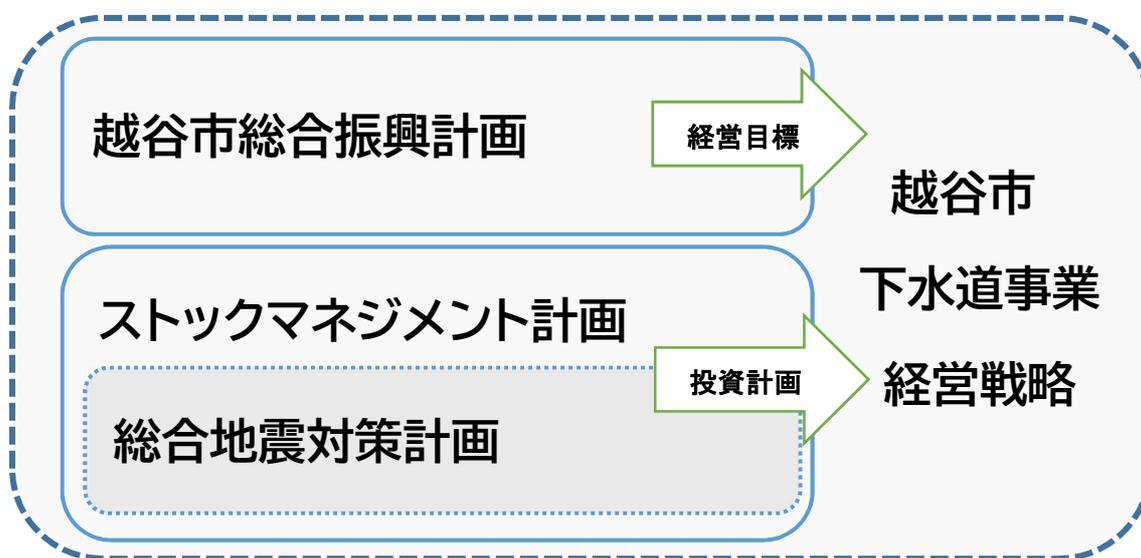
## (2) 経営戦略の位置づけ

本市の市政運営の基本となる「越谷市総合振興計画」における下水道事業に係る分野や、施設長寿命化に関する「ストックマネジメント計画」、「総合地震対策計画」等の計画を反映したものとなっています。

経営戦略は、本市の公共下水道事業の中長期的な経営の基本計画として位置づけていますが、下水道施設の整備、改修については「ストックマネジメント計画」や「総合地震対策計画」などにに基づき実施されており、経営戦略における投資計画は、それらの既存の計画と整合性が図られた内容となっています。

また、「越谷市総合振興計画」においても、公共下水道事業は施策の1つとして位置づけられていることから、経営目標などについて整合性を図るものとしています。

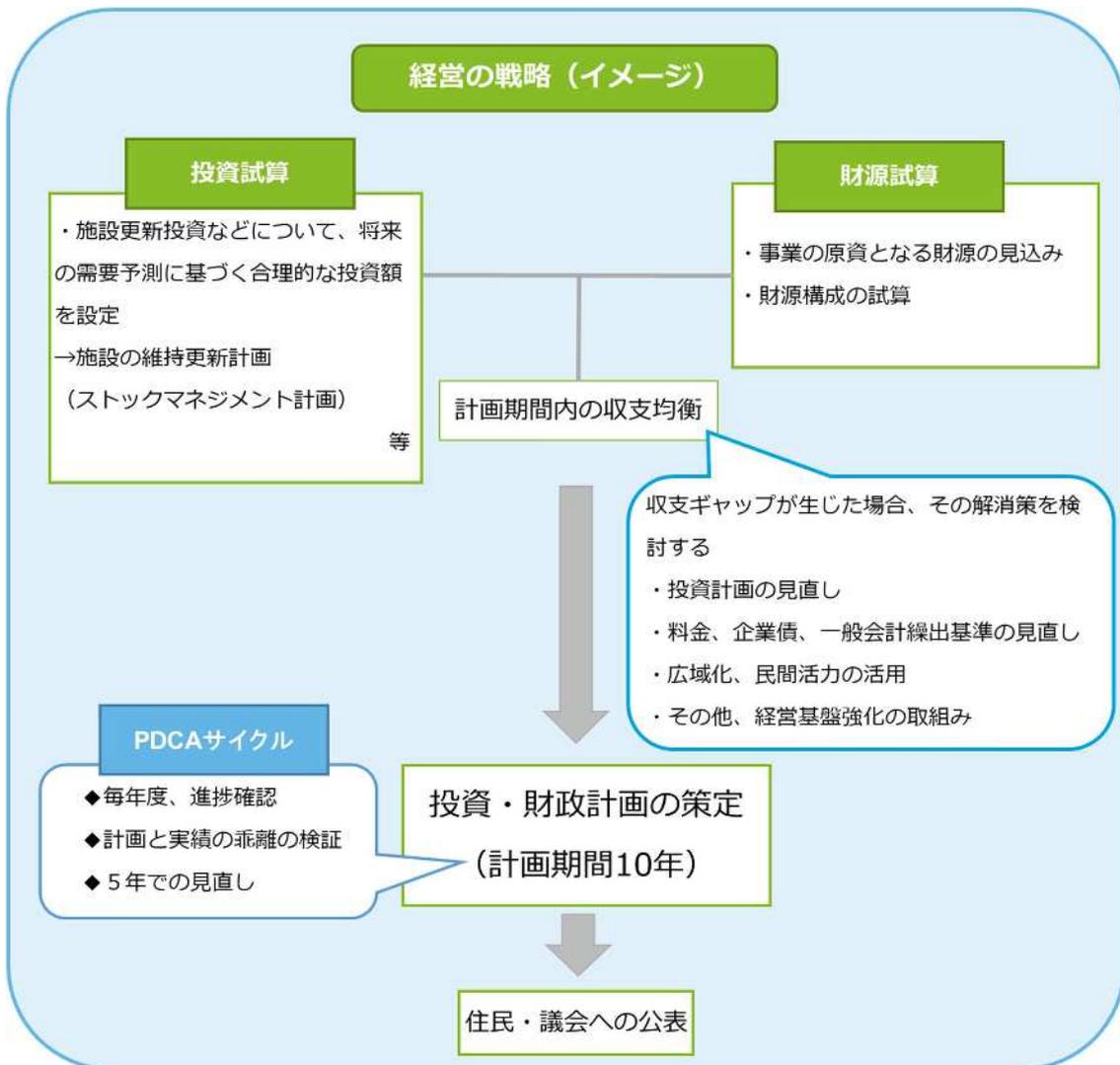
※ [「総合振興計画」](#)、[「社会資本総合整備計画」](#) [「ストックマネジメント計画」](#) [「総合地震対策計画」](#)（越谷市 HP より）



### (3) 計画の期間

令和3（2021）年度～令和12（2030）年度の10年間としております。

年度毎にPDCAサイクルによる進捗確認を行い、事業運営へと反映させます。



## 第2章 公共下水道事業の現状

### 1. 公共下水道事業の概要

公共下水道（污水）の整備は、昭和47（1972）年、県の中川流域下水道事業計画にあわせ、流域関連公共下水道事業として着手し、整備を進めてきました。

現在、既存市街地において概ね供用が開始されており、令和2（2020）年4月1日現在の処理面積は2,772.82ha、人口普及率83.95%、水洗化率96.22%となっています。

（令和2（2020）年4月1日現在）

	公共下水道事業
供用開始年月日	昭和58（1983）年4月1日
地方公営企業法 法適（全部・財務）・非適の区分	令和2（2020）年4月1日より 法適用（財務）
処理区域面積	2,772.82ha
処理区域内人口	289,369人
公共下水道利用人口	278,421人
処理区域内人口密度 （処理区域面積1haあたりの処理区域内人口）	104.36人/ha （処理区域内人口289,369人÷ 現在処理区域面積2,772.82ha）
流域下水道等への接続の有無	中川流域下水道へ接続

処理区域面積：公共下水道が整備され、公共下水道の利用が可能な面積

処理区域内人口：処理区域内における人口（公共下水道を利用することができる人口）

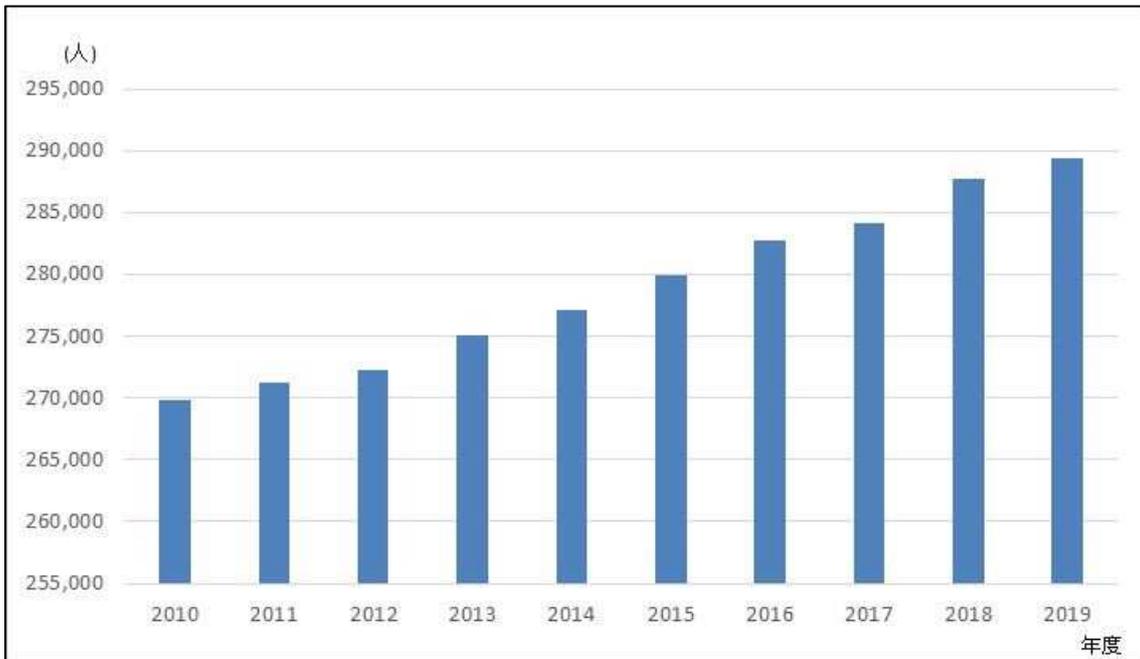
人口普及率：行政人口に対する処理区域内人口の比率

水洗化率：処理区域内人口のうち、実際に下水道を利用している人口の比率

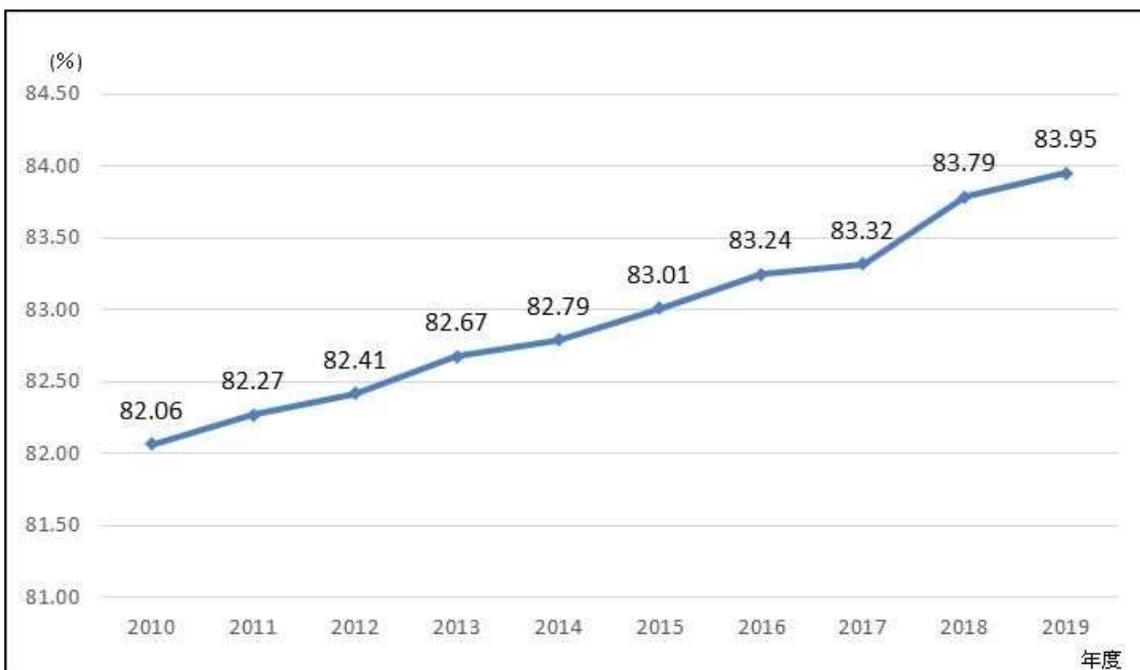
● 処理区域内人口と人口普及率の状況

令和元（2019）年度末において処理区域内人口は 289,369 人、人口普及率 83.95% となっています。また、処理区域内人口の微増に伴い人口普及率も微増となっています。

・ 処理区域内人口の推移



・ 人口普及率の推移



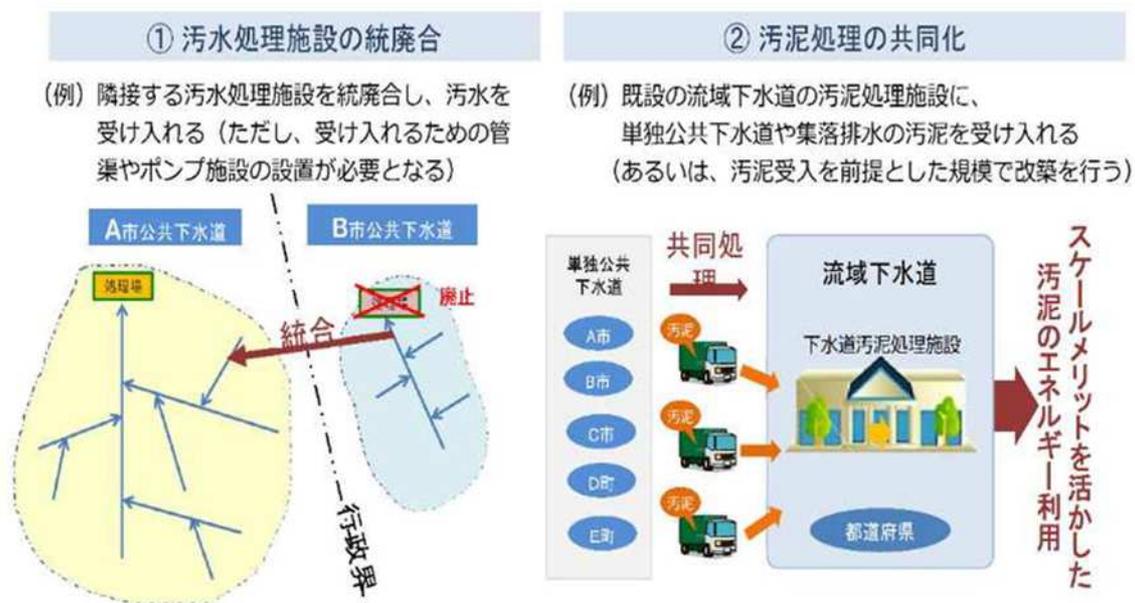
● 広域化・共同化・最適化の実施状況

下水道事業の課題を解決するための手段として、広域化や、共同化、最適化などがあります。広域化、共同化については施設の統廃合などのハード面、維持管理業務や下水道事務の共同化といったソフト面での取り組みなどがあります。最適化については、公共下水道や合併浄化槽などの汚水処理方法について地域特性に合わせて最適な方法を選択、整備することとしています。

本市の公共下水道事業は、事業開始当初より、中川流域下水道に接続しており、汚水処理について広域化を図っています。

また、地域特性により汚水処理方法を選択、整備する最適化については、平成 27 (2015) 年に開催した下水道事業運営審議会において、下水道整備計画の見直しについて答申をいただいたことを踏まえ、公共下水道による整備は現在の認可区域までとする方針としたところです。

なお、維持管理事務の統合などにより実施する共同化については、現時点で具体的な取り組みはありませんが、今後、埼玉県及び関連団体が設置している下水道事業推進協議会を通じ、調査研究を進めてまいります。



(国土交通省 HP より)

## 2. 使用料の概要

### (1) 現在の使用料体系

(令和2(2020)年4月1日現在)

使用料(1か月あたり)				
用途	基本料金		超過料金 (1 m <sup>3</sup> について)	
	使用水量	金額	使用水量	金額
一般用	10 m <sup>3</sup> まで	1,050 円	10 m <sup>3</sup> を超え 50 m <sup>3</sup> まで	110 円
			50 m <sup>3</sup> を超え 200 m <sup>3</sup> まで	115 円
			200 m <sup>3</sup> を超え 500 m <sup>3</sup> まで	118 円
			500 m <sup>3</sup> を超える分	121 円
公衆浴場用	1 m <sup>3</sup> につき	49 円		

※金額には消費税等は含まれておりません。

### (2) 使用料についての考え方

越谷市の使用料体系は基本料金と超過料金で構成される体系となっています。また、基本料金には1か月あたり10 m<sup>3</sup>の基本水量が付与されており、従量使用料については、使用者の使用水量の増加に応じて段階的に単価が高くなる逓増型の使用料体系となっています。なお、公衆衛生向上の観点から、一般用の使用料体系とは別に、公衆浴場用の使用料体系を設けています。

### (3) 使用料の状況

水量別下水道使用料(参考)

(令和2(2020)年4月1日現在)

使用水量(2か月あたり)	下水道使用料(税抜)
20 m <sup>3</sup>	2,100 円
50 m <sup>3</sup>	5,400 円
100 m <sup>3</sup>	10,900 円

## 3. 組織の概要

### (1) 組織の状況

本市の公共下水道事業は、令和2（2020）年4月1日から地方公営企業法を一部適用し、公営企業会計に移行しましたが、その運営は建設部内の下水道経営課、下水道事業課、並びに、治水課の一部で行っています。

また、これまで、下水道施設の整備の状況などに合わせ、組織の統合・分割を行うなど、柔軟な対応を図ってまいりました。

#### ● 組織図

公共下水道事業については、建設部内の下水道経営課、下水道事業課、治水課の一部で運営をしています。

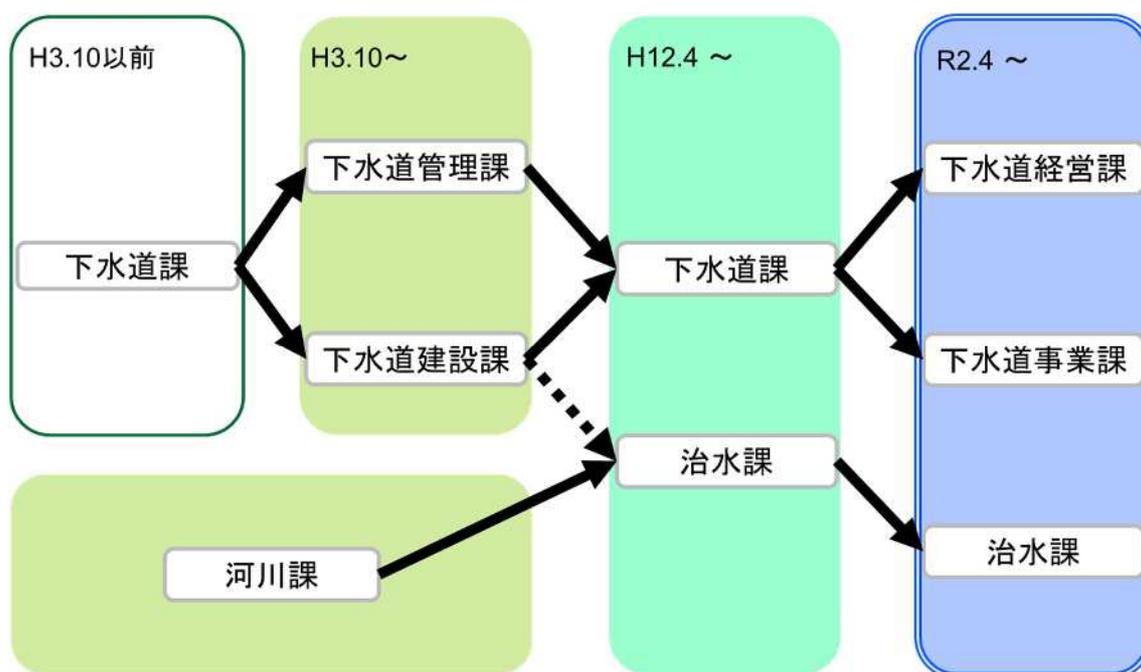
平成3（1991）年10月以前は下水道課の1課体制で下水道施設整備を進めており、平成3（1991）年10月以降は下水道施設整備を進める一方で、施設の維持管理や料金事務が増加してきたことから下水道建設課と下水道管理課の2課体制としました。

既成市街地の整備が概ね完成した平成12（2000）年度からは施設の維持管理中心となることから、下水道管理課を残し名称を下水道課としました。また、雨水幹線整備を河川課に移管し名称を治水課としました。

令和2（2020）年度より地方公営企業法の一部適用し、独立した企業会計方式の経営としたこと、並びに、今後の施設更新改築の増加を考慮し、汚水事業について改めて下水道経営課と下水道事業課の2課としています。

（令和2（2020）年4月1日現在）





#### ● 主な事務分掌

運営全般を下水道経営課、汚水施設の建設改良や維持管理等を下水道事業課、雨水施設の建設改良や維持管理等を治水課の一部が担っており、その主な事務分掌は次のとおりです。

- ・ 下水道経営課
  - ・ 下水道事業の経営及び財務に関すること
  - ・ 下水道使用料に関すること
  - ・ 下水道事業受益者負担金に関すること
  - ・ 下水道事業運営審議会に関すること
- ・ 下水道事業課
  - ・ 公共下水道汚水施設に関すること
  - ・ 排水設備の受付及び指導に関すること
- ・ 治水課
  - ・ 公共下水道雨水施設に関すること

## (2) 職員の状況

26名（令和2（2020）年4月1日現在）うち再任用短時間勤務職員2名

下水道経営課 10名

下水道事業課 11名

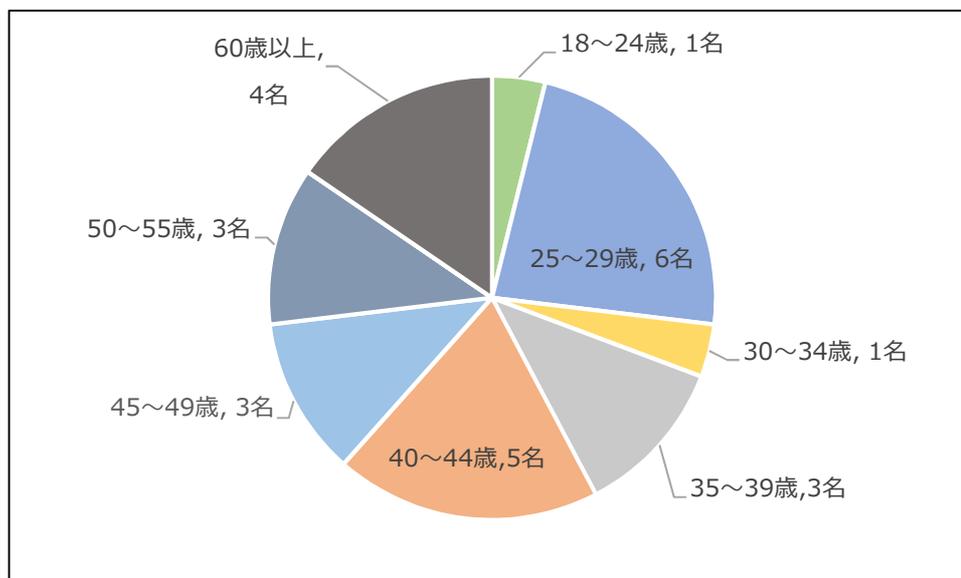
治水課 5名 ※下水道事業（雨水）担当者

### ・職員数の推移

	平成 26 (2014) 年度	平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度
職員数 (人)	23	24	25	25	26	24	26

### ・職員年齢構成

（令和2（2020）年4月1日現在）



## 4. 施設の概要

### (1) 施設の状況

越谷市が管理する下水道施設は、汚水については、各家庭などから排出する下水を中川流域下水道の幹線に流し込むための総延長約 920 kmにのぼる下水道管と汚水を汲み上げ流下させるための 12 の汚水中継ポンプ施設、同じく 12 箇所のマンホールポンプがあります。また雨水については雨水幹線を始めとした水路や水路から河川へと排水するための 11 の雨水排水ポンプ施設があります。

これらの施設の健全性を維持するため、「ストックマネジメント計画」「総合地震対策計画」に基づきリスク分析を行い、施設更新の優先度を設定しています。今後施設の老朽化とともに、増加する自然災害への対策も求められており、計画的に施設の維持、更新に取り組んでまいります。

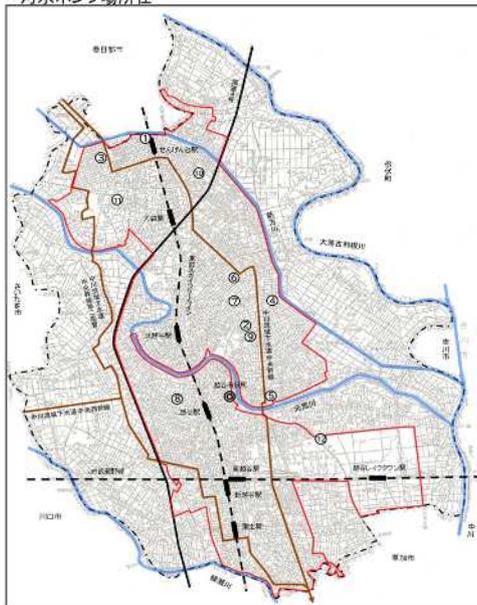
汚水ポンプ場一覧

汚水ポンプ場	供用開始年月日	西暦(暦年)	経過年数
①千間台第二ポンプ場	S47. 4. 1	1972	49年
②東越谷第二ポンプ場	S53. 4. 1	1978	43年
③千間台第一ポンプ場	S63. 4. 1	1988	33年
④花田ポンプ場	S63. 4. 1	1988	33年
⑤東越谷第一ポンプ場	H1. 4. 1	1989	32年
⑥鷺高ポンプ場	H1. 4. 1	1989	32年
⑦大沢ポンプ場	H1. 4. 1	1989	32年
⑧越谷第二ポンプ場	H2. 3. 1	1990	31年
⑨東越谷第三ポンプ場	H3. 6. 1	1991	30年
⑩間久里ポンプ場	H4. 3. 1	1992	29年
⑪恩間ポンプ場	H11. 4. 1	1997	22年
⑫レイクタウン第一ポンプ場	H17. 4. 1	2005	16年

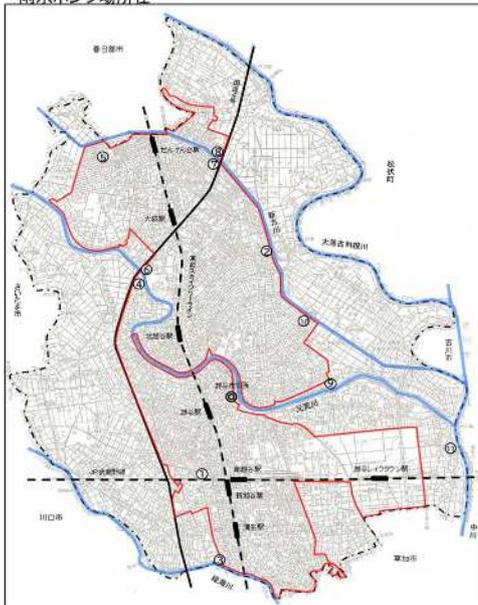
雨水ポンプ場一覧

雨水ポンプ場	供用開始年月日	西暦(暦年)	経過年数
①越谷第一ポンプ場	S56. 4. 1	1981	40年
②御料堀ポンプ場	S63. 4. 1	1988	33年
③出羽堀ポンプ場	H4. 3. 1	1992	29年
④左敷田ポンプ場	H6. 4. 1	1994	27年
⑤千間台第一ポンプ場	H9. 4. 1	1997	24年
⑥外野合ポンプ場	H9. 10. 1	1997	23年
⑦上間久里ポンプ場	H11. 3. 1	1999	22年
⑧塚田ポンプ場	H12. 3. 1	2000	21年
⑨東越谷雨水ポンプ場	H18. 3. 1	2006	15年
⑩花田第一樋門ポンプゲート	H21. 5. 1	2009	12年
⑪東町ポンプ場	H21. 3. 1	2009	12年

・汚水ポンプ場所在



・雨水ポンプ場所在

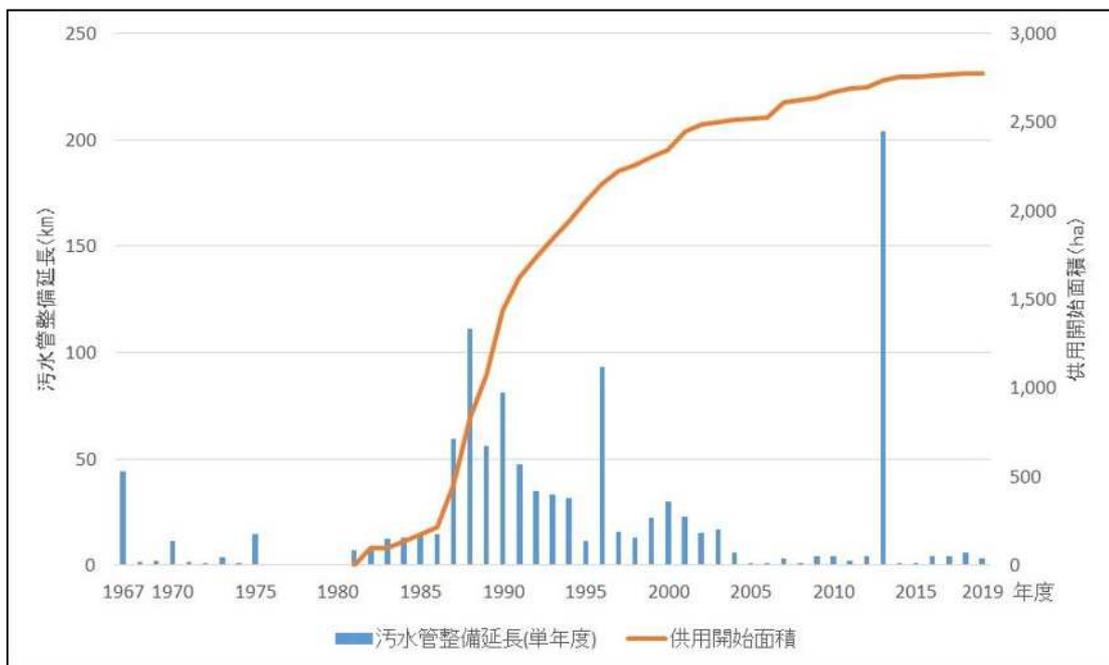


## (2) 管渠の状況

汚水の管渠については、事業着手以来、主に市街地において整備を進めてまいりましたが、管渠の敷設から 50 年近くが経過し、今後、耐用年数を迎える施設が多くなることから、機能を維持するため、更新が必要となってきます。

管渠の整備については、土地区画整理事業などの都市基盤整備が進むなか、順次、事業認可区域の拡大を行い、平成 12（2000）年度頃には既存市街地の整備が概成しています。その後、西大袋地区やレイクタウン地区の土地区画整理事業にあわせ、更なる整備を進め、現在、汚水管の総延長は約 920km となっています。

### ・ 汚水管整備延長と供用開始面積



※平成 8（1996）年度や平成 25（2013）年度は区画整理事業のなかで下水道が整備された区域において、事業完了に伴う下水道施設の一括移管の影響で、汚水管整備延長が伸びています。

### (3) 長寿命化の状況

施設の老朽化対策については、長寿命化計画に基づき、施設ごとあるいは一定の区域ごとに点検調査を行い、健全性を確保できない箇所について、状況に応じた補修や更新を実施してまいりました。平成 26 (2014) ～30 (2018) 年度においては、1 年あたり 2.9 億円の資金を投じ、対策を進めました。

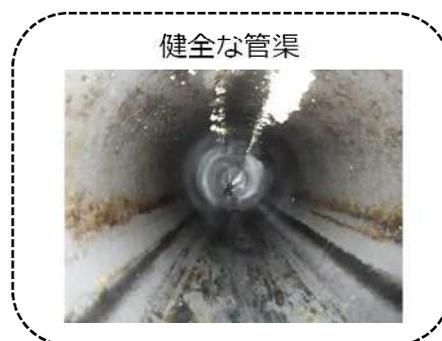
その後、国の制度改正に伴い、平成 30 (2018) 年度に従来の長寿命化計画に代わるストックマネジメント計画を新たに策定しました。ストックマネジメント計画では、はじめに全施設を対象としたリスク評価(老朽化等による不具合の発生確率や、発生した場合の社会活動への影響度、復旧対応の難易度など)を行ったうえで、点検調査の方針を策定し、優先順位を踏まえた維持更新を進め、施設の健全性を一定以上に維持するものとなっております。現在、この計画に基づく対策を進めております。

#### ● 今後の事業費の見込み(上限)

- 計画：9 億円(令和 3 (2021) 年度～)
- ：11 億円(令和 6 (2024) 年度～)
- ：13 億円(令和 9 (2027) 年度～)



(国土交通省 HP より)



(越谷市内管渠内を撮影)

#### (4) 耐震化の状況

管渠、マンホール等に関する耐震化を推進するため、平成 25 (2013) 年度に、「越谷市下水道総合地震対策計画」を策定しました。災害時における重要な路線の排水機能維持、緊急車両などの交通機能確保を目的としており、これまでマンホールの浮上防止や、継ぎ手の耐震化を進めてまいりました。更に、ポンプ場施設については、従来は個別に対策を進めていましたが、平成 30 (2018) 年度に改めて「越谷市下水道総合地震対策計画」へ位置づけを行いました。現在、これに基づいて耐震診断を基に耐震対策が必要なポンプ場を抽出しており、今後、該当ポンプ場への耐震工事を計画的に実施してまいります。

液状化によるマンホール浮上



(浦安震災アーカイブより)

## 5. 民間活力の活用状況

ポンプ場の運転管理、管渠の清掃及び調査、耐震診断、詳細設計など委託可能な業務については民間委託をすることにより、業務の効率化を図っています。

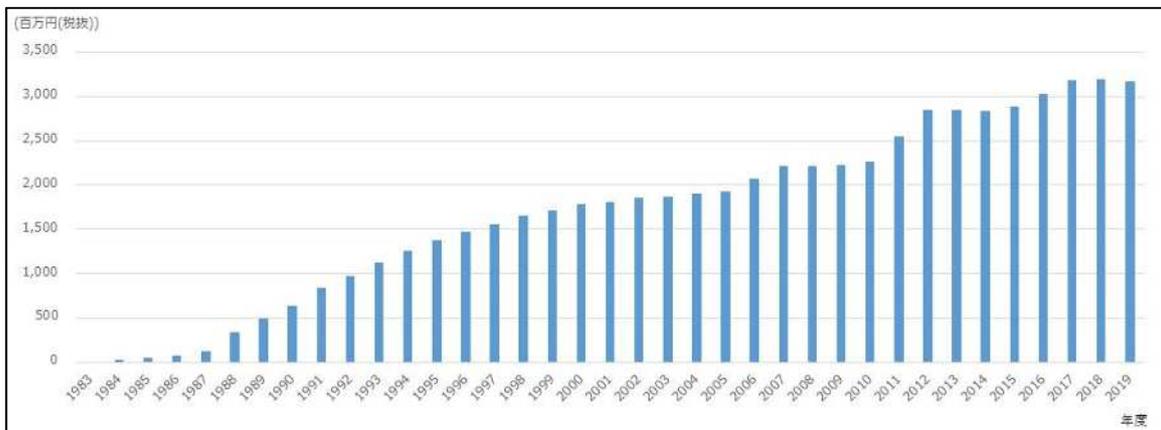
PPP/PFI 手法（官民連携事業）を活用した事業については今後取り組みに向け調査研究を進めてまいります。

## 6. 経営の状況

### (1) 使用料収入の状況

使用料収入は、処理面積の拡大などに伴う接続件数の増加などにより増加傾向にあります。令和元（2019）年度の使用料収入は、約 3,158 百万円となっております。

#### ・使用料収入の推移



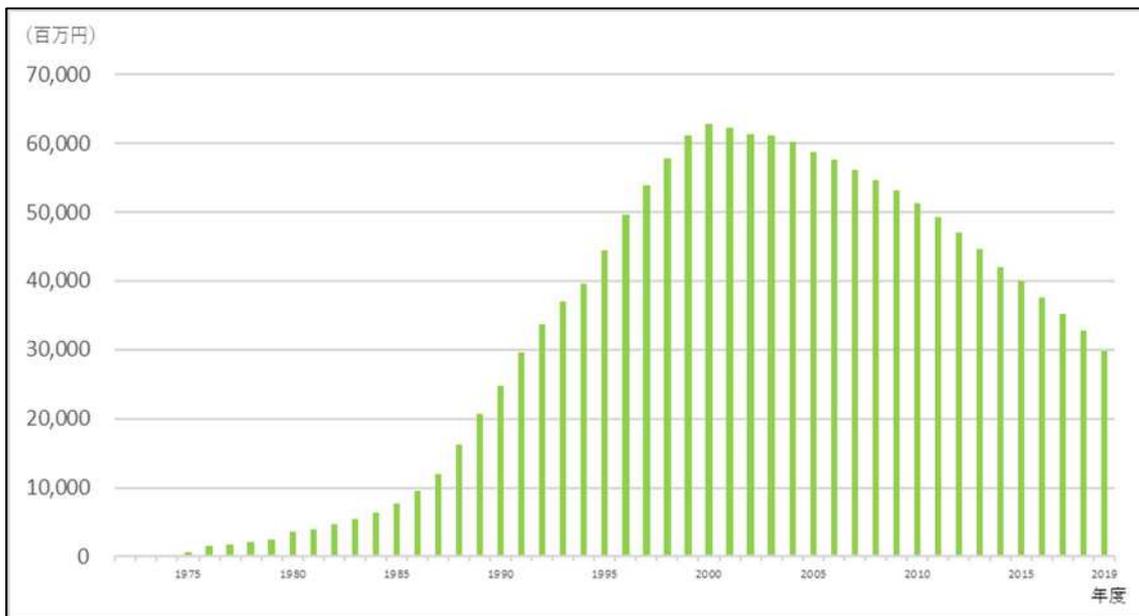
※金額には消費税等は含まれておりません。

## (2) 企業債残高の状況

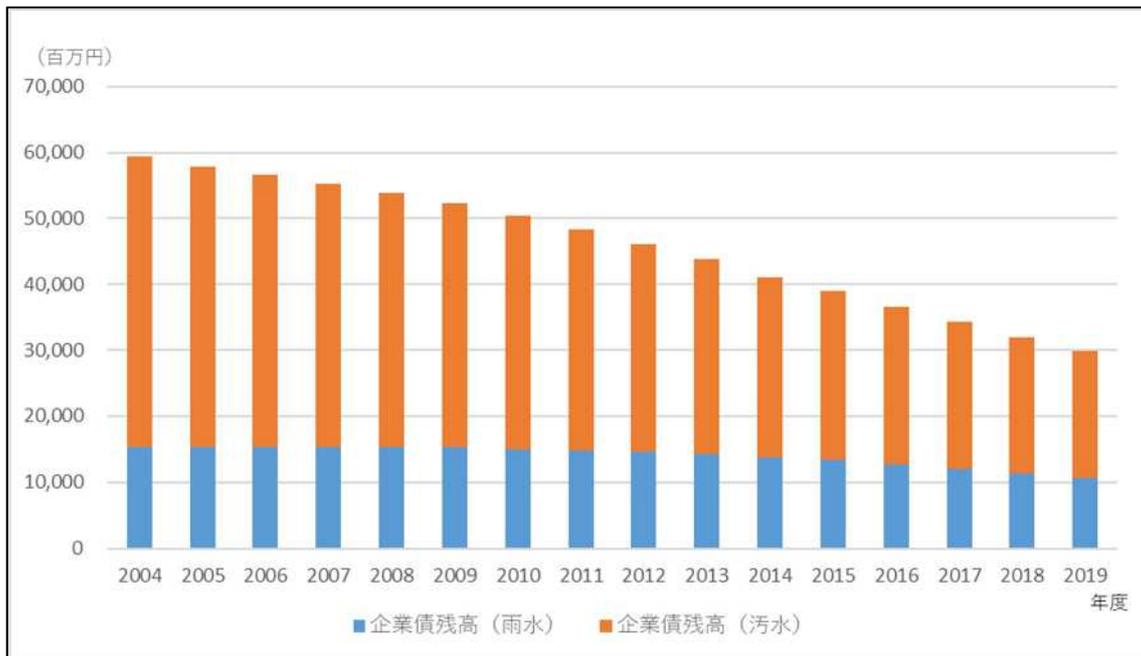
企業債残高は、平成 12（2000）年度頃までに集中的に下水道施設整備を行った際に発行した企業債の償還が進み、年々減少しています。令和元（2019）年度末時点では、約 298 億円となっています。

公共施設については初期の施設整備や更新に特に多くの費用が必要となること、またそれらの施設を将来世代に渡り利用していく観点から、企業債の活用が望ましいとされています。施設の整備や更新に対する支払いを企業債の返済金という形で将来に分散することができるためです。下水道施設においても同様となっています。そのように、施設の更新投資の財源として今後企業債を活用することは、現役世代と将来世代の世代間負担の公正性の確保につながりますが、一方で過度な企業債の発行は企業債残高の増加につながり、後年度において、その償還費用が経営の大きな負担となってきます。したがって、今後はストックマネジメント計画などに基づく施設の更新費用の抑制及び平準化などにより、企業債発行の抑制及び平準化を図る必要があります。

### ・企業債残高の推移



・企業債残高の内訳

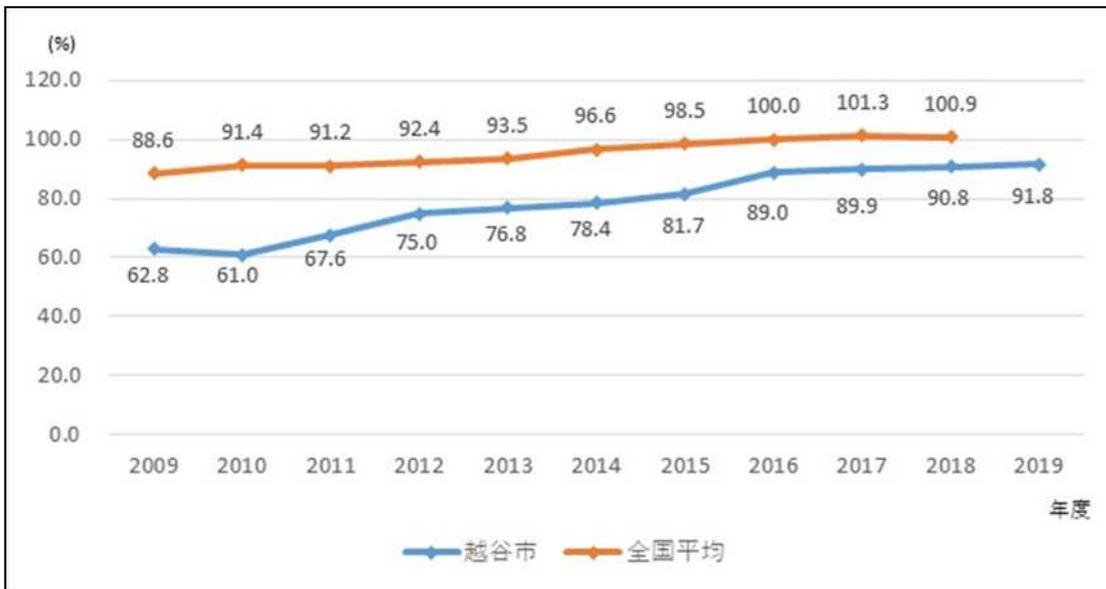


### (3) 経費回収率の状況

経費回収率は、使用料の対象となる経費を、使用料収入でどの程度賄えているかを示します。本市における経費回収率の現状としては、全国平均と比較して低いものの、使用料収入の増収や、費用である企業債の償還金額がピークを越えて年々減少していることから改善傾向にあり、令和元年度の経費回収率は、91.8%となっています。ただし、依然として経費回収率は100%未満となっており、使用料収入で回収すべき経費を使用料収入では賄えていない状況となっています。

また、本市の公共下水道事業会計は令和2（2020）年4月1日より従来の官公庁会計から公営企業会計へ移行し、会計方法が新たになりました。これにより、経費回収率の算定方法が変更となるため、今後は経費回収率だけで判断するのではなく、収支のバランスや財務諸表全体での健全性を高めるべく取り組んでいく必要があります。

#### ・経費回収率の推移



#### (4) 繰入金の状況

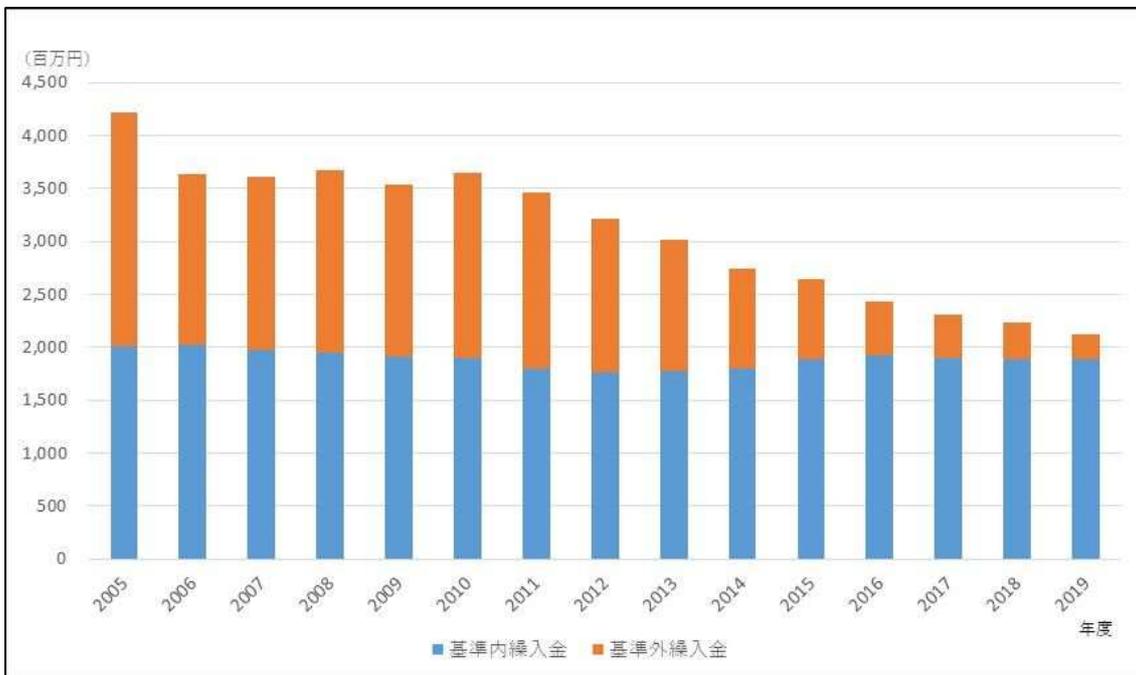
繰入金とは、市の一般会計から公共下水道事業会計などへ資金の繰入を行うことで、内訳として、基準内繰入金と基準外繰入金があります。

基準内繰入金とは公営企業の収入を充てることが適当でない経費について、一般会計の繰り入れによる収入を充てることができることと総務省より規定されているもので、下水道事業においては主に雨水処理費が、市全体の便益となることから基準内繰入の対象となります。一方で汚水処理については下水道施設整備の関係で便益を享受する地域が限定されることから、「雨水公費、汚水私費」の考え方となります。

基準外繰入金については、事業に伴う収入や基準内繰入金を充ててもなお不足が生じる場合に、財源を補填するため繰り入れを行うものです。本来、私費で賄うべき費用に基準外の繰入金を充てることは受益と負担の公平性の観点から公営企業にとって望ましくありません。

本市における繰入金の推移として減少傾向にはありますが、依然として基準外繰入金が必要な状況となっております。公営企業として健全で公平な運営を行うため改善が求められます。

##### ・繰入金の推移



## (5) 他団体と比較した経営状況

他団体との経営状況比較として、投資に関する指標と財源に関する指標を設けております。投資に関する指標は、本市の令和元年度決算数値と、平成 30（2018）年度決算数値に基づく全国平均、県内平均、中核市平均、中川流域平均と比較しています。

また、財源に関する指標は、法適用数値と比較する為に、本市の令和 2（2020）年度予算数値と、平成 30（2018）年度決算数値に基づく全国平均（法適用）、県内平均（法適用）、中核市平均（法適用）と比較しています。

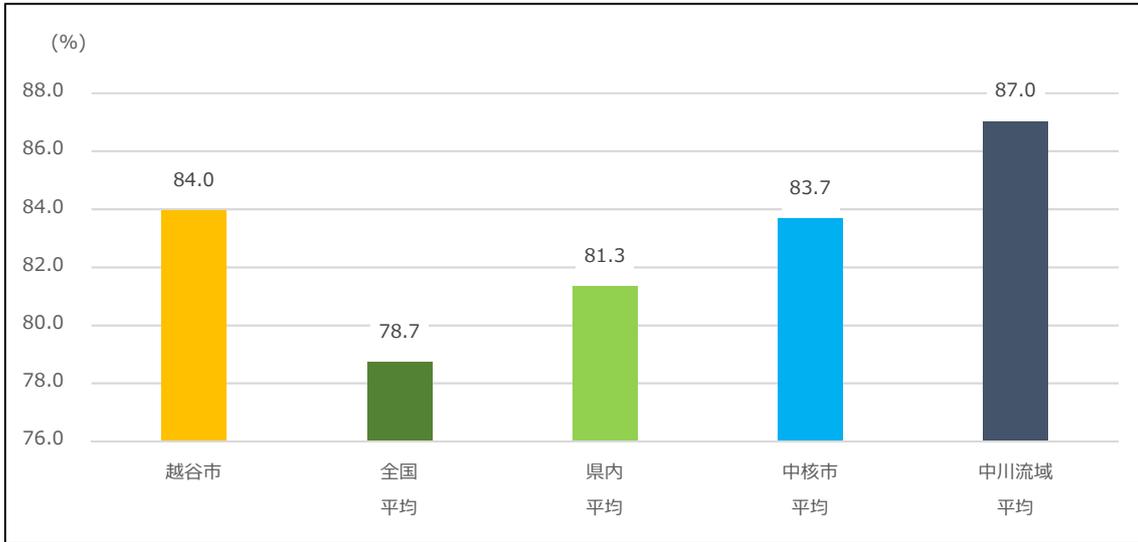
● 比較団体一覧

比較対象			
団体区分	投資に関する指標	① 全国平均	1,175 団体
		全国の公共下水道事業で経営比較分析表を作成している団体すべてを母集団とした平均	
		② 埼玉県内平均	54 団体
		埼玉県の公共下水道事業で経営比較分析表を作成している団体すべてを母集団とした平均	
	財源に関する指標	③ 中核市平均	60 団体
		全国の中核市（令和2（2020）年4月1日時点）の公共下水道事業で経営比較分析表を作成している団体すべてを母集団とした平均	
		④ 中川流域平均	15 団体
		中川流域下水道の公共下水道事業で経営比較分析表を作成している団体すべてを母集団とした平均	
		⑤ 全国平均（法適用）	431 団体
		全国の公共下水道事業で経営比較分析表を作成している団体のうち、地方公営企業会計の全部もしくは一部（財務）を適用している団体を母集団とした平均	
財源に関する指標	⑥ 埼玉県内平均（法適用）	19 団体	
	埼玉県の公共下水道事業で経営比較分析表を作成している団体のうち、地方公営企業会計の全部もしくは一部（財務）を適用している団体を母集団とした平均		
	⑦ 中核市平均（法適用）	54 団体	
全国の中核市（令和2（2020）年4月1日時点）の公共下水道事業で経営比較分析表を作成している団体のうち、地方公営企業会計の全部もしくは一部（財務）を適用している団体を母集団とした平均			

● 投資に関する指標

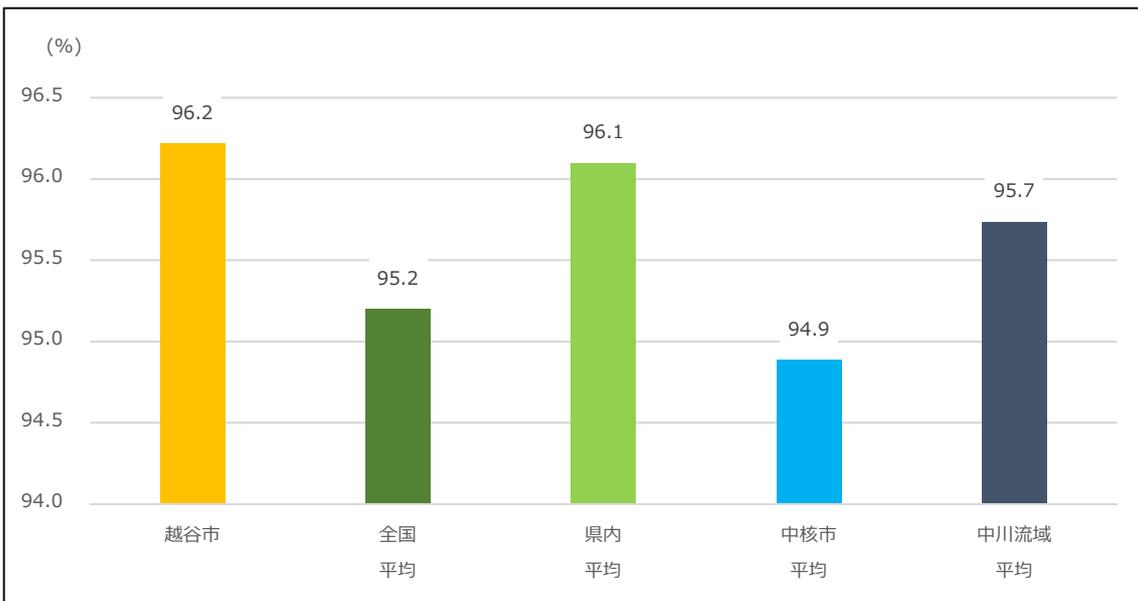
- ・人口普及率（処理区域内人口÷行政区域内人口×100）

行政人口に対し、どれくらいの人が下水道を使用できるように整備されているかを示しており、下水道施設の普及状況や施設への投資状況を示す指標です。



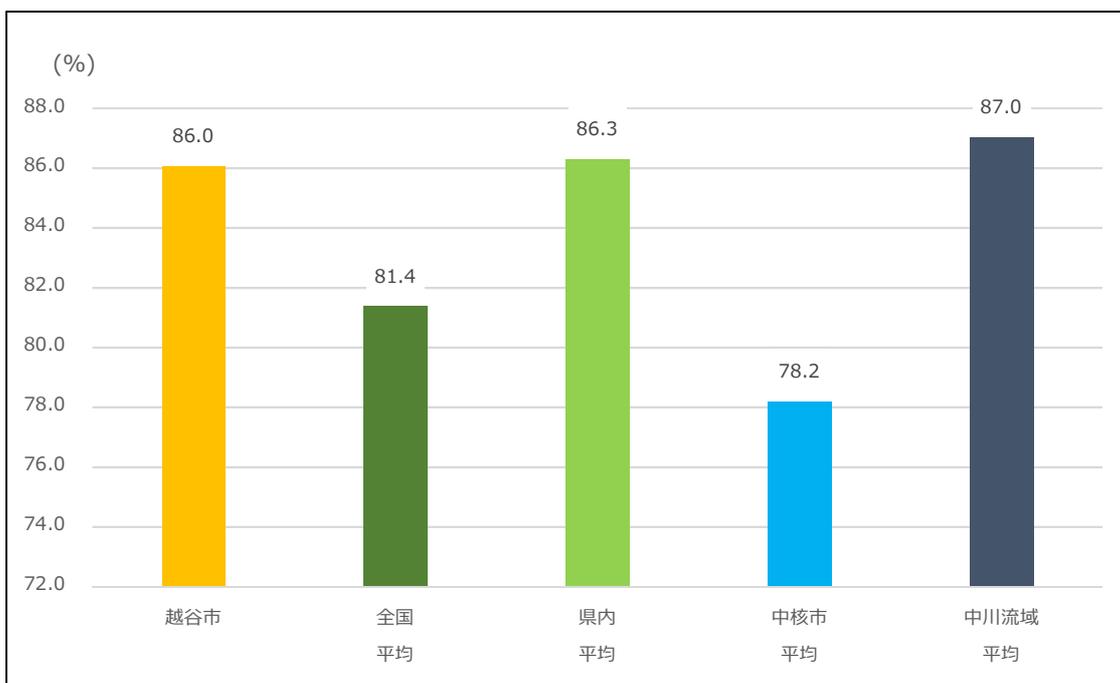
- ・水洗化率（水洗化人口÷処理区域内人口×100）

下水道が整備されている区域内において、実際に公共下水道に接続し利用している割合を示す指標です。高いほど投資効率がよいといえます。



・有収率（年間有収水量÷汚水処理量×100）

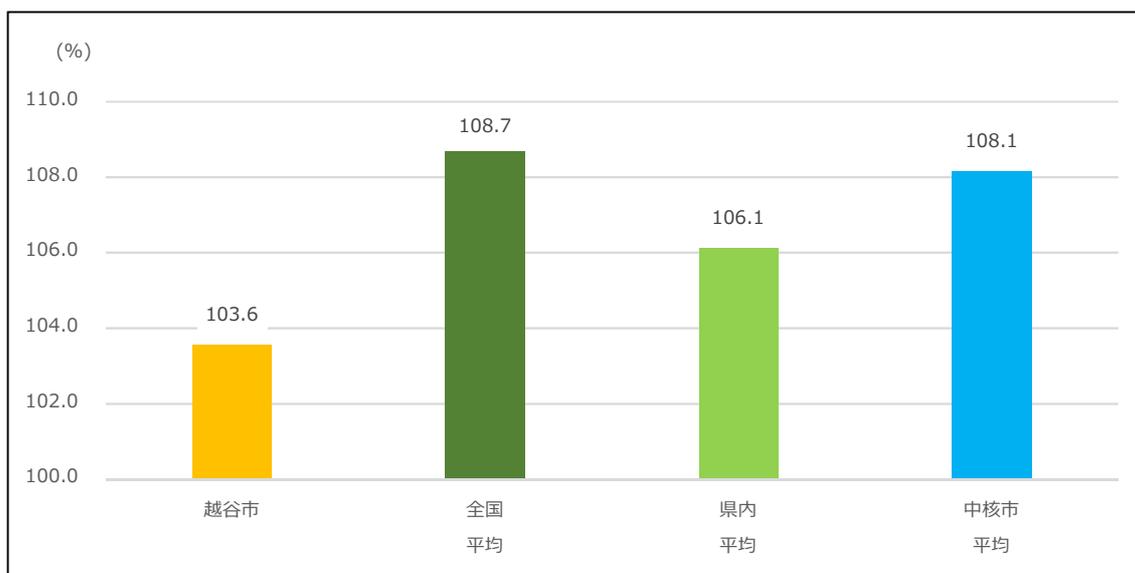
総排水量に占める下水道使用料の対象となる水量割合を示します。この指標が低い場合、多くの地下水や雨水が下水管に流れ込んでいることになり、下水管の亀裂やマンホールに隙間が生じているなどの可能性が高まるため、投資の必要性が高くなります。施設の効率性を示すとともに、施設の状態の指標ともいえます。



## ● 財源に関する指標

- ・ 経常収支比率（経常収益÷経常費用×100）

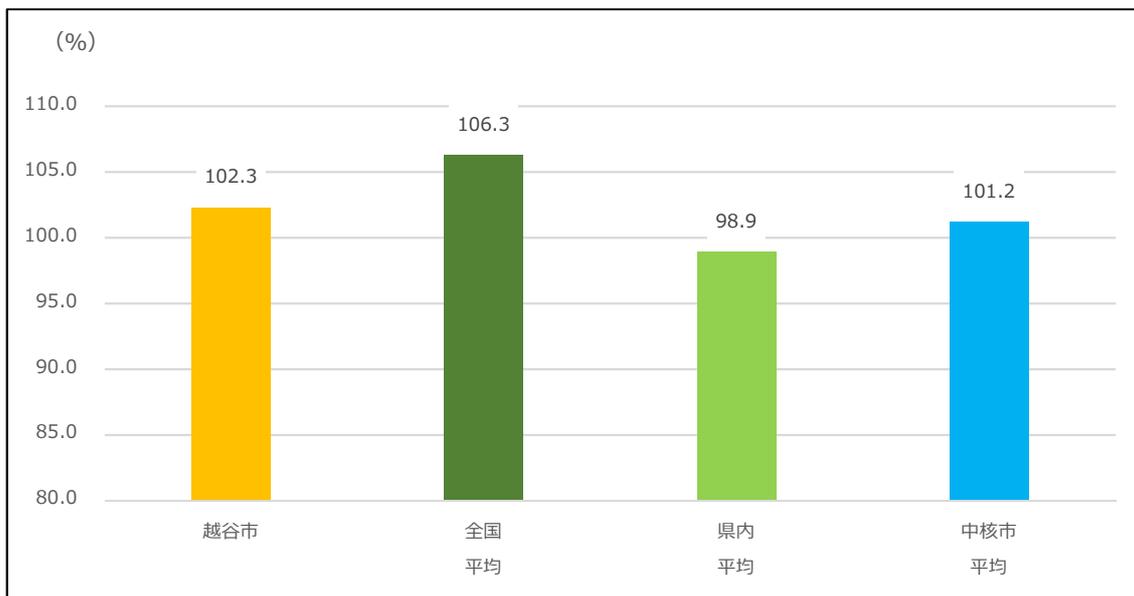
料金収入や繰入金を始めとした経常的な収入によって、維持管理費などの経常的な費用をどの程度賄えているかを示します。指標が高いほど、収益性が高く、資金に余裕が生まれることとなります。



・経費回収率（下水道使用料÷汚水処理費×100）

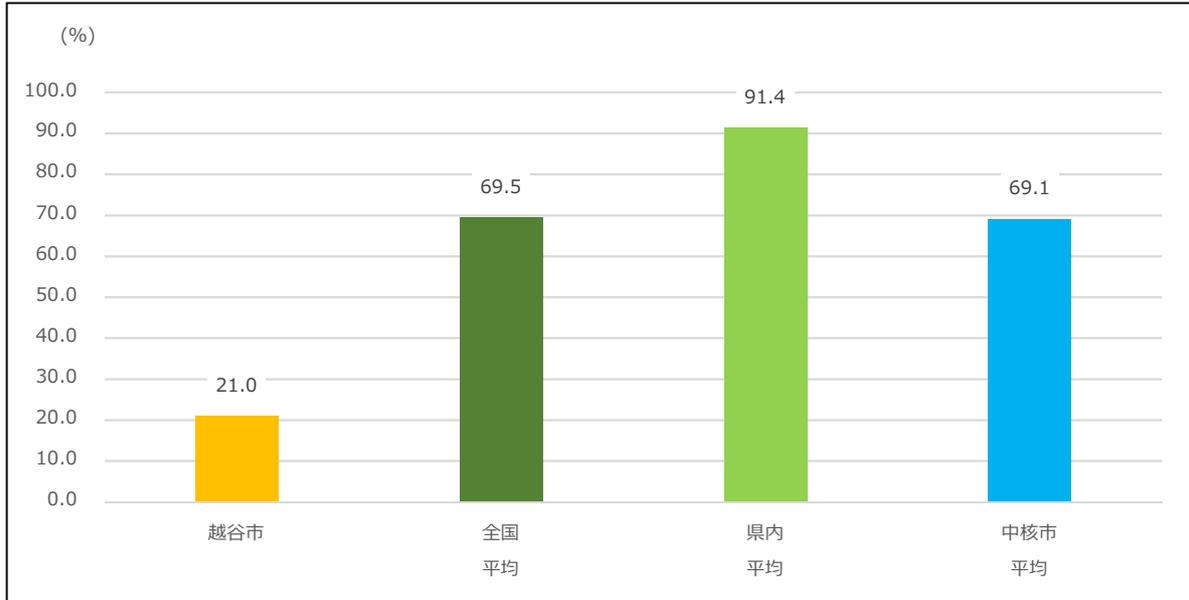
使用料で賄うべき経費を、どの程度賄えているかを示します。100%以上が下水道使用料で汚水処理に係る費用を賄えていることを示します。指標が高いほど、収益性が高く、資金に余裕が生まれることとなります。

地方公営企業法の財務適用を受けて令和2（2020）年度決算見込みでは102.3%を見込んでおります。企業会計移行により従来から経費回収率の算定方法が変更となりました。そのため、今後は経費回収率のみでの判断ではなく、収支バランスや財務諸表全体での健全性向上に取り組む必要があります。



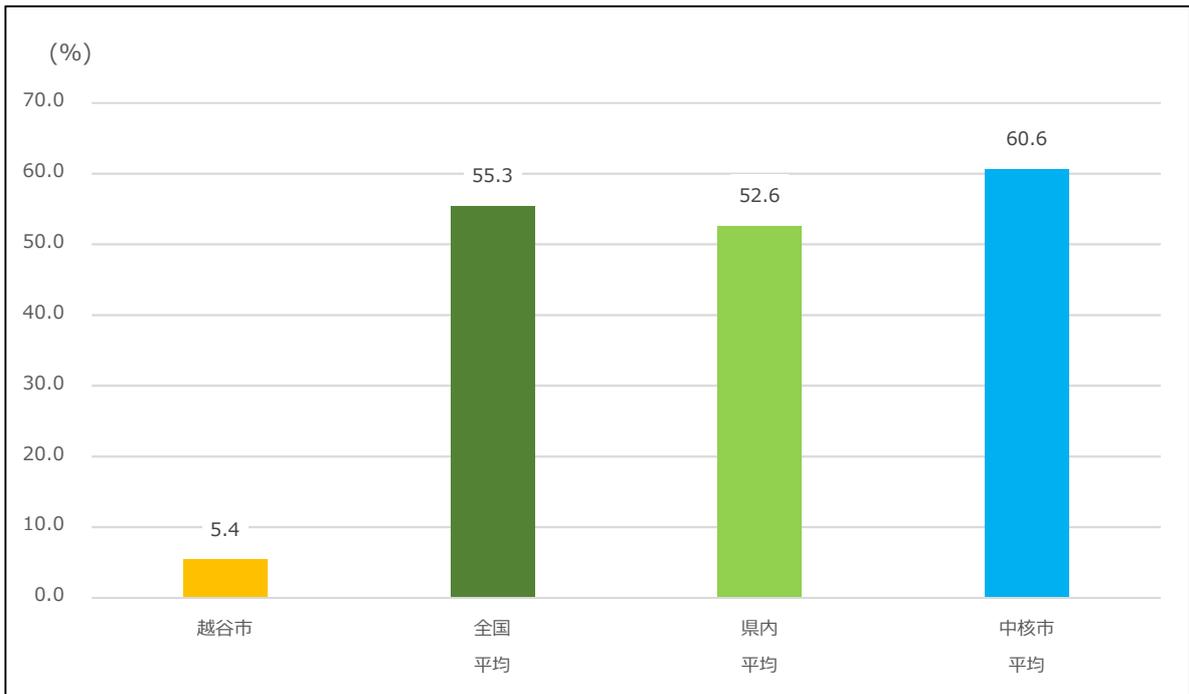
・流動比率（流動資産÷流動負債×100）

1年以内に支払わなければならない債務に対し、現預金を始めとした流動資産の割合を示します。この指標が高いほど支出に対する現預金が確保できており、財務安定性が高いといえます。



・営業収益対資金残高比率（現預金÷営業収益×100）

業務運営をする上で資金の確保状況を示します。指標が低い場合、事業の運転資金が不足することになりかねません。



- **現状のまとめ**

約 920 kmに及ぶ膨大な管渠施設や、多くのポンプ場施設を管理しており、これらの施設が順次、耐用年数を迎つつある状況です。

また財源に関する各指標のうち「経常収支比率」が他団体と比較して低く、収益性が低い状況といえます。その結果として、「流動比率」や「営業収益対資金残高比率」が他団体と比較して低い水準であり、手元資金残高が少ない状況となっています。

今後、施設の老朽化によって改修・更新等の投資負担が増大した環境下においても、施設の健全性を維持し、安定した事業継続が可能となるよう、手元資金を確保する必要があり、収益性の向上が必要と考えられます。

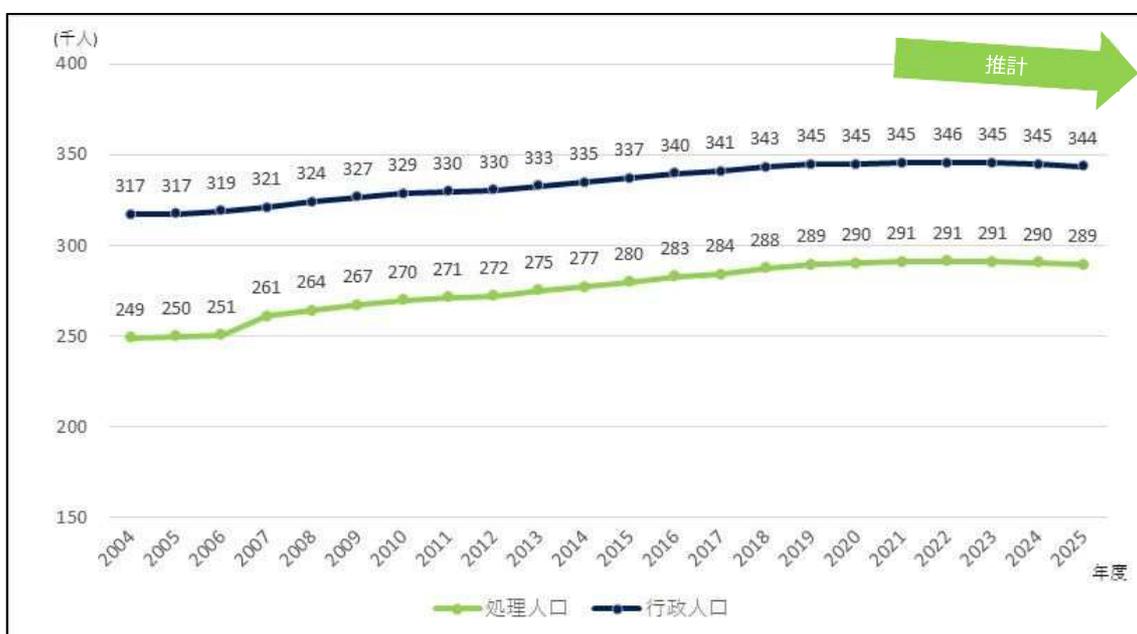
<b>投資課題</b>	<b>施設の老朽化対策（長寿命化）としての更新改築</b>
	<b>施設の耐震化対策としての更新改築</b>
<b>財政課題</b>	<b>流動資産（事業運転資金）、内部留保の確保 （収入増加、費用削減による収益性の向上）</b>

## 第3章 公共下水道事業の将来環境

### 1. 処理区域内人口の見通し

令和2（2020）年4月1日時点において越谷市の行政人口は344,682人、処理区域内人口は289,369人でいずれも微増の傾向にありますが、今般の社会的な人口減少の中で、本市においても将来的な人口減少が想定されており、それに伴う処理区域内人口の減少が見込まれます。

#### ・行政人口と処理区域内人口の推移



## 2. 有収水量の見通し

有収水量は、処理区内人口の増加に伴い、令和元（2019）年度は27,455千 $\text{m}^3$ となっており、平成26（2014）年度の26,814千 $\text{m}^3$ から2.4%増加しています。

今後は、処理区内人口の減少に伴い、令和3（2021）年度の27,530千 $\text{m}^3$ をピークに、令和4（2022）年度以降は減少していくことが見込まれます。令和12（2030）年度には26,522千 $\text{m}^3$ となり、令和元（2019）年度の27,455千 $\text{m}^3$ と比較して3.4%の減少が見込まれます。

### ・有収水量の見通し

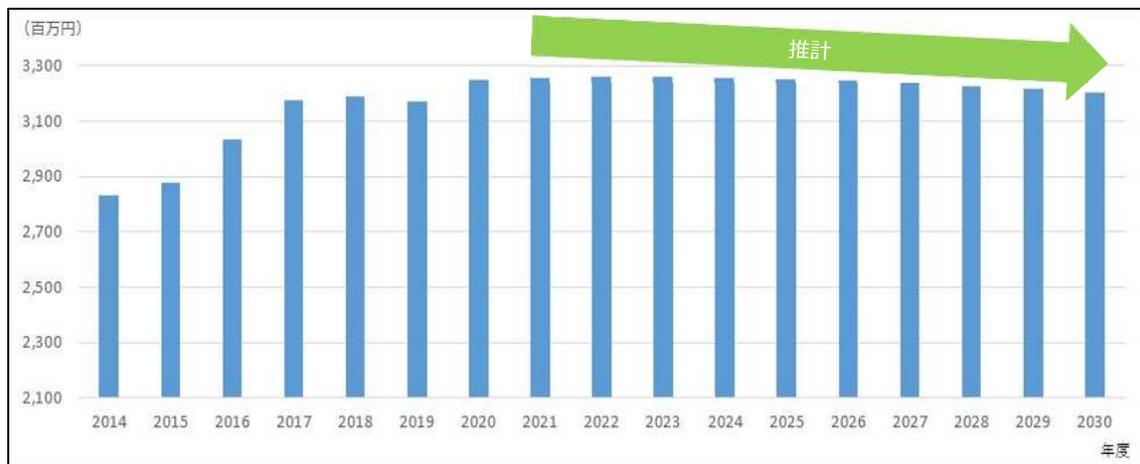


### 3. 使用料収入の見通し

使用料収入は、平成 26（2014）年度の約 2,832 百万円から平成 30（2018）年度の約 3,188 百万円と有収水量の増加に伴い、12.6%増加しています。

今後は、令和 4（2022）年度以降の有収水量の減少に伴い、使用料収入は減少傾向となることが見込まれています。ピーク時の令和 3（2021）年度の約 3,195 百万円と比較すると、令和 12（2030）年度では約 3,081 百万円となり、3.6%の減少が見込まれます。

#### ・使用料収入の見通し



※金額には消費税等は含まれておりません。

## 4. 組織の見通し

これまで、社会情勢の変化や事業の進捗状況などに合わせ、柔軟に組織体制を変更してきましたが、引き続き、下水道事業を取り巻く環境に注視し、効率的かつ効果的に事業を遂行できる組織体制を検討していきます。

また、事業を効率的に進めるための組織体制として、上水道事業との組織統合が考えられます。本市の上水道事業は越谷・松伏水道企業団が運営しており、統合を実現するには、関係団体との調整や煩雑な事務手続きが必要となることから、早期の実施は難しい状況にありますが、今後の課題として調査研究を進めてまいります。

## 5. 施設の見通し

下水道ストックマネジメント計画（平成 30（2018）年 3 月）に基づき、管渠やポンプ施設の老朽化対策に取り組みます。

今後、老朽化が進む施設に対する更新投資が大量に見込まれており、一定の投資上限を設け、段階的に投資金額を引き上げていく計画としています。これは、投資を平準化することで、施設全体として一定の健全性を確保しつつ、投資に伴う企業債の過度な発行を抑制することを目的としています。

### <投資上限>

- ・ポンプ場：4 億円～10 億円
- ・管渠（污水管）：1 億円～2.5 億円
- ・管渠（雨水管）：4 億円～12 億円

※上記の金額幅に収まるように上限を段階的に引き上げていきます。

## 6. 建設改良費の見通し

ストックマネジメント計画及び総合地震対策計画に基づく建設改良費は、老朽化の進行に伴い、増加の見通しとなっています。

## 7. 企業債の見通し

事業初期の下水道施設整備において借り入れた企業債の償還が進み、企業債残高は減少傾向となっております。償還金額につきましても、残高の減少に伴い減少傾向にあります。今後建設改良に係る一定の借入れが想定されることから、将来的には減少傾向からやや増加に転じる見通しとなっています。

## 8. 繰入金の見通し

地方公営企業法の一部適用を受けて、独立採算事業として運営を行うにあたり、繰入金は繰出基準及び政策的判断に基づき計上することとし、運営補助にかかる基準外繰入金は計上しない事業経営を目指します。

## 9. 事業経営の見通し

収支見通しとして、依然支出が収入を上回る状況となっております。一般会計からの基準外繰入金による補填なしでは、事業経営における運転資金に対して、現預金が不足してしまう見通しとなっています。

独立採算の事業運営を行う上で収入と支出の均衡、並びに内部留保の確保が必要です。

### ・事業経営（現金収支）の見通し

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度
収入額	7,150	8,110	8,129	7,430	7,323	7,206	7,123	7,013	6,971	7,191	7,168
内、料金収入	3,247	3,257	3,263	3,263	3,260	3,254	3,247	3,238	3,228	3,216	3,203
支出額	△ 7,433	△ 8,327	△ 8,586	△ 7,931	△ 7,730	△ 7,605	△ 7,384	△ 7,071	△ 6,788	△ 6,764	△ 6,616
差引 (現預金増減)	△ 283	△ 217	△ 457	△ 502	△ 407	△ 400	△ 261	△ 58	182	427	552
現預金残高	193	△ 23	△ 481	△ 982	△ 1,389	△ 1,789	△ 2,050	△ 2,108	△ 1,926	△ 1,499	△ 947

(百万円)

# 第4章 経営戦略の基本理念と基本方針

## 1. 基本理念

今後10年間の下水道事業経営における基本理念を以下の通り定めます。

住民生活における重要かつ基本的なインフラである下水道施設を適切に維持管理し、将来にわたり、安定的に下水道サービスを提供することが可能な経営を目指します。

## 2. 基本方針

基本理念に基づき、事業運営における基本方針を以下の通り定めます。

### (1) 下水道施設の機能確保

#### ・計画的な改修

施設の耐用年数などを基準とした画一的な改修とするのではなく、その重要度、老朽化度合いや、自然災害のリスク等を踏まえて、優先順位を定めた計画的な改修を実施してまいります。

効率的かつ安定的な機能維持を図り、安定したサービスの提供に努めてまいります。

#### ・施設の適正な管理

定期的な管路等の調査を行うことにより、重大な事故を未然に防ぎ、確実な汚水の排除を推進してまいります。

### (2) 健全な事業経営

#### ・独立採算を踏まえた財源の確保

公共下水道事業の運営原則である「汚水私費・雨水公費」を踏まえ、一般会計からの基準外繰入金に依存することなく運営可能となるよう財源を確保します。

また、財源確保の方法として、国庫補助金や企業債の発行のほか、料金体系の見直しを考えられますが、その手法の選択にあたっては短期的な収支のみならず、将来的な施設の更新等を踏まえたものとします。

#### ・経営の透明性の向上

事業の運営にあたり、使用者の理解が得られるよう、各種計画や財務状況などについて、ホームページや広報誌などの広報手段を活用して適時提供し、経営の透明性の向上に努めてまいります。

# 第5章 投資・財政計画（収支計画）

## 1. 投資計画

### (1) 投資目標

将来にわたり安定的に下水道の機能を維持するため、老朽化した施設の改修、更新を計画的に進めてまいります。また、老朽化によるリスクだけではなく、自然災害によるリスクについても地震対策、浸水対策として計画的に実施してまいります。

<b>目標①</b>	<b>ストックマネジメント計画に基づく老朽化対策を進める</b>
[計画期間内の主な取り組み] 施工後 20 年以上を経過したコンクリート系の管渠にかかる点検・調査及び、その結果に基づく修繕・改築を完了する。	
<b>目標②</b>	<b>総合地震対策計画に基づく耐震対策を進める</b>
[計画期間内の主な取り組み] 緊急輸送道路上にあるマンホールのうち、対策が必要と考えられるものについて、浮上防止対策工事を完了する。	
<b>目標③</b>	<b>大雨による被害の軽減を図るため、浸水対策を進める</b>
[計画期間内の主な取り組み] 雨水幹線の整備や新方川、元荒川流域の雨水排水ポンプの増強を進める。	

## (2) 今後の投資に関する取り組み

- ・投資の目標に関する事項

効率的かつ安定的に施設の機能維持をするため、ストックマネジメント計画や総合地震対策計画に基づき、施設の改修、更新を進めます。

- ・管渠等の改築更新に関する事項

定期的な点検調査により、日常的な施設の機能維持を図るとともに、その重要度や老朽化の度合いを踏まえ、優先順位を定め、計画的に改築更新を実施することで、費用の平準化を図ります。

- ・広域化・共同化・最適化に関する事項

流域関連下水道として、事業開始当初より、中川流域下水道に接続しています。事務の共同化等については、今後、埼玉県及び関連団体が設立した下水道事業推進協議会をとおして調査研究を進めます。

- ・民間の活力の活用に関する事項（PPP/PFI など）

ポンプ場の運転管理や、管渠の清掃及び調査、耐震診断や詳細設計など民間委託を活用し、業務の効率化、公共サービスの向上に取り組めます。

PPP/PFI などの活用については、今後とも調査研究を進めてまいります。

- ・防災・安全対策に関する事項

総合地震対策計画に基づき、計画的に施設の耐震化を進め、災害時においても施設の機能維持が図れるよう努めます。

- ・浸水対策に関する事項

雨水幹線の整備及び新方川、元荒川流域の雨水排水ポンプの増強を行うとともに、流域全体での水害を軽減させる治水対策「流域治水」を推進します。

## 2. 財政計画

### (1) 財政目標

公営企業の運営は独立採算が原則であること、また、汚水私費、雨水公費が原則であることを踏まえ、財源の確保に努めてまいります。

目標	<b>公営企業の経営原則に基づき、健全な事業経営を行う</b>
[計画期間内の主な取り組み]	
・ 経常収支比率 100%以上の経営を行う。	
・ 基準外繰入金の抑制に努める。	

### (2) 今後の財源確保のための取り組み

#### ・ 財源の目標に関する事項

汚水私費、雨水公費の原則を踏まえ、一般会計からの繰入金の適正化を図るとともに、将来の運営と社会情勢を踏まえて、経営戦略の見直し時期と併せた財源構成の検討を進めます。

#### ・ 使用料収入の見直し、使用料の見直しに関する事項

使用料の料金体系については、持続的な事業の運営を踏まえ検討する必要があります。現行の料金体系は資金収支ベースで経費回収率 90%を目標とするものであるため、将来にわたり安定的な運営を行うため、経営戦略の見直し時期と併せて料金体系の見直しを実施します。

#### ・ 企業債に関する事項

下水道使用者の世代間の負担を平準化するため、施設の改修、更新にあたっては最大限企業債を活用することとしますが、過度の借入れは後年度の負担の増加につながるため、発行額については中長期的な収入見込みを踏まえて検討を進めます。

#### ・ 繰入金に関する事項

総務省の示す繰出基準に基づく基準内繰入金を計上し、経営基盤の強化を図ります。事業の運営補助となる基準外繰入金については、独立採算の原則を踏まえ、抑制に努めるとともに、その必要性を勘案したうえで計上することとし、全体とした基準外繰入金の抑制に取り組んでまいります。

## 3. 経営健全化に向けた取り組み

### (1) 取り組みの概要

収支ギャップの均衡、投資目標や財政目標を達成するためには、費用の削減や収入の増加に取り組む必要があります。

これまでも様々な取り組みを実施してきておりますが、今後も取り組みを継続し、経営の健全化に努めてまいります。

### (2) これまでの取り組み



- 支出削減への取り組み

- ・長寿命化への取り組み

長寿命化計画、ストックマネジメント計画に基づき、計画的な施設の維持更新を行い、更新費用の縮減及び平準化に取り組んでいます。

- ・起債借り換え

国の補償金免除繰上償還制度を活用した借り換えを行うことで約 19 億 5 千万円の支払利息の軽減を行ってまいりました。

- ・不明水対策

管路の早期調査、早期補修を行うことや、マンホール施設を雨水侵入防止型へ切り替えることにより、不明水の減少を図り、流域下水道への負担金削減に取り組んでいます。

- 収入増加への取り組み

- ・ 収納対策

上水道との併合徴収を行っている越谷・松伏水道企業団との連携や、未納者に対する督促を適切に行うことなどにより、収納率の向上に取り組んでおります。なお、賦課現年度における収納率は概ね 98.7%前後となっています。

- ・ 未接続対策

未接続世帯への戸別訪問による接続促進を継続的に行い、接続率向上に取り組んでおります。年間約 1,000 件程度の訪問を実施し、直近 10 年では約 3,000 件の未接続が減少となっています。

- ・ 料金改定

過去 3 度の料金体系の見直しを行い、段階的に適正な料金体系の構築に取り組んでいます。

### (3) 適正な料金体系について

独立採算の原則に基づく適正な事業運営を行うためには、様々な経営改善の取り組みと併せて料金体系の見直しを行うことも必要不可欠となります。今後の見通しを踏まえ、適正な事業運営として、現預金が不足しないこと、且つ、現金ベースにおける収支（令和 3（2021）年度～令和 7（2025）年度の 5 年間）の平均が黒字となることとし、試算を行っております。

- ・ 改定を行った場合の収支見通し

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度
収入額	7,150	8,493	8,575	7,873	7,762	7,641	7,554	7,440	7,394	7,610	7,582
内、料金収入	3,247	3,642	3,646	3,644	3,637	3,628	3,617	3,605	3,591	3,576	3,559
支出額	△ 7,433	△ 8,325	△ 8,584	△ 7,930	△ 7,728	△ 7,604	△ 7,382	△ 7,069	△ 6,787	△ 6,762	△ 6,614
差引 (現預金増減)	△ 283	168	△ 9	△ 57	34	37	172	371	607	847	968
現預金残高	193	361	352	295	329	367	539	910	1,517	2,364	3,332

(百万円)

## 4. 投資・財政シミュレーション

### (1) 前提条件

投資・財政計画シミュレーションの前提条件

項目			前提条件
収益的収支	収入	営業収益	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本使用料に調定件数を乗じた金額と、従量使用料に水量段階別の有収水量を乗じた金額の合計として推計</li> <li>・適正な料金体系への見直しを行ったものとして推計</li> <li>・調定件数は、世帯数に比例するとして推計</li> <li>・水量段階別の有収水量は、世帯数及び世帯数人員と比例するとして推計</li> <li>・世帯数及び世帯数人員は、越谷市の人口・世帯数の予測に基づき推計</li> </ul>
		その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雨水処理負担金は、繰出基準に基づき推計</li> <li>・上記以外は、過去5年（平成28（2016）年度～令和2年（2020）年度）の平均値に基づき推計</li> </ul>
	営業外収益	長期前受金戻入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金等により取得した固定資産について、減価償却費の見合いとして収益化をするものとして推計</li> <li>・企業債に係る元金償還金に対する繰入金については、減価償却費から長期前受金戻入を差し引いた額に、過年度実績に基づき繰入割合を乗じた金額を毎年度収益化するものとして推計</li> </ul>
		他会計補助金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・繰出基準及び政策的判断に基づくものとして推計</li> </ul>
		その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・過去4年（平成29（2017）年度～令和2（2020）年度）の平均値に基づき推計</li> </ul>

項目		前提条件	
収益的 収 支	支出	職員給与費	・令和2（2020）年度（予算）の金額が継続する として推計
		減価償却費	・資産ごとの耐用年数に基づいて推計。なお、将 来の投資額は、ストックマネジメント計画に基づ いて推計
		経費	・動力費・材料費は、令和2（2020）年度（予 算）の金額が継続するとして推計 ・その他は、令和2（2020）年度（予算）の金 額と総合地震対策計画の業務委託費の合計金額が 継続するとして推計 ・修繕費は、老朽化率と比例するとして推計 ・流域下水道維持管理負担金は、流域維持管理負 担金算定水量に40円/m <sup>3</sup> （税込）を乗じて推計 ・流域維持管理負担金算定水量は、年間有収水量 と予測不明水量の合計として推計 ・令和2（2020）～7（2025）年度の予測不明 水量は、年間有収水量に一定割合（14%）を乗じ て推計 ・令和8（2026）年度以降の予測不明水量は、 令和7（2025）年度と同じ水量が継続するとし て推計
	営業外費用	支払利息	・企業債の償還スケジュールに応じて推計 ・新規起債分の利率は、過去5年（平成28 （2016）～令和2（2020）年度）の平均値に基 づき推計
		その他	・過去5年（平成28（2016）～令和2 （2020）年度）の平均値に基づき推計
	特別損益		・臨時的に発生するものであるため、発生しない ものとして推計

項目		前提条件	
資 本 的 収 支	収 入	企業債	<ul style="list-style-type: none"> <li>・過去実績に基づき、単独事業は 80%、国庫補助事業は 40%、建設負担金は 100%を企業債から賄うものとして推計</li> <li>・単独事業・国庫補助事業の割合は、(平成 28 (2016) ~令和元 (2019) 年度) の平均値として推計</li> <li>・令和 2 (2020) 年度の資本費平準化債は、予算値に基づいて推計</li> <li>・令和 3 (2021) 年度の資本費平準化債は、元金償還と減価償却費の合計から長期前受金戻入を控除した金額として推計</li> <li>・償還期間は、管渠施設などは 30 年 (5 年据置)、電気設備及び機械は原則 15 年 (3 年据置)、建設負担金 30 年 (5 年据置)、資本費平準化債 10 年 (据置なし) として推計</li> </ul>
		他会計補助金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・繰出基準及び政策的判断に基づくものとして推計</li> </ul>
		国庫補助金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国庫補助事業に係る建設改良費の 50%を賄うとして推計</li> </ul>
		工事負担金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和 2 (2020) 年度 (予算) の金額が継続するとして推計</li> </ul>
		その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・過去 5 年 (平成 28 (2016) ~令和 2 (2020) 年度) の平均値に基づき推計</li> </ul>

項目		前提条件	
資本的収支	支出	建設改良費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画（ストックマネジメント計画、総合地震対策計画）や流域建設負担金の見込みに基づき推計</li> <li>・ストックマネジメント計画及び総合地震対策計画では、段階的に金額を引き上げて投資を行う計画（9～13億円）として推計</li> <li>・建設負担金は、令和2（2020）年度（予算）の金額が継続するとして推計</li> <li>・職員給与費は、令和2（2020）年度（予算）の金額が継続するとして推計</li> </ul>
		企業債償還金	・企業債の償還スケジュールに応じて推計
		その他	該当ないものとして推計

収益的収入及び支出の推計

単位：千円

年 度		2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度
区 分		( 決 算 )	( 決 算 )	( 決 算 )	( 決 算 )	(決算見込)	将来推計									
収 益 的 収 入	1. 営業収益 (A)	4,095,719	4,242,763	4,266,302	3,968,553	4,219,237	4,695,415	4,700,465	4,681,756	4,670,437	4,656,510	4,632,964	4,620,336	4,612,737	4,601,301	4,574,421
	(1) 料 金 収 入	3,031,739	3,175,977	3,187,884	2,897,289	3,246,747	3,642,440	3,645,723	3,643,618	3,636,878	3,628,235	3,617,219	3,605,037	3,591,190	3,575,665	3,558,940
	(2) 受託工事収益 (B)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	(3) そ の 他	1,063,980	1,066,786	1,078,418	1,071,264	972,490	1,052,975	1,054,742	1,038,138	1,033,559	1,028,275	1,015,745	1,015,299	1,021,547	1,025,636	1,015,481
	2. 営業外収益	271,724	201,270	177,449	211,494	2,124,110	2,005,630	2,005,403	2,015,239	1,995,613	1,985,426	1,972,949	1,965,600	1,967,817	1,974,562	1,981,777
	(1) 補 助 金	200,984	200,491	175,811	211,240	237,900	182,167	167,303	154,488	145,879	140,601	136,605	133,319	131,621	129,654	128,089
	他 会 計 補 助 金	200,984	200,491	175,811	211,240	198,600	182,167	167,303	154,488	145,879	140,601	136,605	133,319	131,621	129,654	128,089
	そ の 他 補 助 金	—	—	—	—	39,300	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入	—	—	—	—	1,885,800	1,822,693	1,837,330	1,859,981	1,848,964	1,844,055	1,835,574	1,831,511	1,835,426	1,844,138	1,852,917
	(3) そ の 他	70,740	779	1,638	254	410	770	770	770	770	770	770	770	770	770	770
収 入 計 (C)	4,367,443	4,444,033	4,443,751	4,180,047	6,343,347	6,701,045	6,705,868	6,696,995	6,666,050	6,641,936	6,605,914	6,585,937	6,580,554	6,575,863	6,556,197	
収 益 的 支 出	1. 営業費用	1,659,853	1,766,623	1,765,194	1,494,228	5,412,461	5,426,372	5,467,169	5,526,088	5,527,801	5,535,460	5,533,186	5,534,550	5,550,439	5,576,596	5,603,438
	(1) 職 員 給 与 費	149,387	140,015	141,095	97,735	197,078	197,078	197,078	197,078	197,078	197,078	197,078	197,078	197,078	197,078	197,078
	基 本 給 与 費	84,697	80,056	82,525	61,707	84,500	84,500	84,500	84,500	84,500	84,500	84,500	84,500	84,500	84,500	84,500
	退 職 給 付 費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	64,690	59,959	58,570	36,028	112,578	112,578	112,578	112,578	112,578	112,578	112,578	112,578	112,578	112,578	112,578
	(2) 経 費	1,510,466	1,626,608	1,624,099	1,396,493	1,835,383	1,960,668	1,959,806	1,957,631	1,953,479	1,948,921	1,944,257	1,939,236	1,933,869	1,928,153	1,922,280
	動 力 費	28,064	29,796	31,748	30,177	54,727	54,727	54,727	54,727	54,727	54,727	54,727	54,727	54,727	54,727	54,727
	修 繕 費	53,256	60,130	51,526	53,306	68,945	81,775	81,831	82,214	82,016	81,957	81,843	81,647	81,515	81,448	81,510
	材 料 費	2,310	2,236	2,081	2,248	3,636	3,636	3,636	3,636	3,636	3,636	3,636	3,636	3,636	3,636	3,636
	流 域 下 水 道 維 持 管 理 負 担 金	1,047,764	1,150,608	1,131,284	904,530	1,145,455	1,141,229	1,140,310	1,137,753	1,133,798	1,129,300	1,124,750	1,119,925	1,114,689	1,109,039	1,103,105
そ の 他	379,071	383,838	407,460	406,232	562,620	679,302	679,302	679,302	679,302	679,302	679,302	679,302	679,302	679,302	679,302	
(3) 減 価 償 却 費	—	—	—	—	3,380,000	3,268,626	3,310,286	3,371,379	3,377,244	3,389,461	3,391,851	3,398,235	3,419,492	3,451,365	3,484,080	
2. 営業外費用	936,199	865,085	779,709	703,338	657,400	583,901	524,309	466,686	418,161	377,833	341,453	308,711	282,043	260,722	243,210	
(1) 支 払 利 息	793,771	715,068	638,592	562,879	507,400	439,097	379,504	321,882	273,356	233,028	196,648	163,906	137,239	115,918	98,405	
(2) そ の 他	142,428	150,017	141,117	140,459	150,000	144,804	144,804	144,804	144,804	144,804	144,804	144,804	144,804	144,804	144,804	
支 出 計 (D)	2,596,052	2,631,708	2,544,903	2,197,566	6,069,861	6,010,273	5,991,478	5,992,774	5,945,961	5,913,292	5,874,639	5,843,260	5,832,482	5,837,317	5,846,647	
経 常 損 益 (C)-(D) (E)	1,771,391	1,812,325	1,898,848	1,982,481	273,486	690,772	714,390	704,221	720,089	728,644	731,275	742,677	748,072	738,545	709,550	
特 別 利 益 (F)	—	—	—	—	—	100	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
特 別 損 失 (G)	—	—	—	—	—	94,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
特 別 損 益 (F)-(G) (H)	—	—	—	—	—	△ 93,900	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
当 年 度 純 利 益 ( 又 は 純 損 失 ) (E)+(H) (I)	1,771,391	1,812,325	1,898,848	1,982,481	179,586	690,772	714,390	704,221	720,089	728,644	731,275	742,677	748,072	738,545	709,550	
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (J)	—	—	—	—	—	179,586	870,358	1,584,748	2,288,969	3,009,058	3,737,701	4,468,976	5,211,653	5,959,725	6,698,270	7,407,820
流 動 資 産 (J)	資 産 (J)	—	—	—	1,144,213	903,299	1,151,283	1,142,761	1,082,684	1,114,945	1,149,916	1,318,081	1,686,972	2,292,961	3,138,357	4,101,685
	う ち 未 収 金	—	—	—	667,629	709,802	789,909	790,758	787,611	785,707	783,364	779,403	777,278	776,000	774,076	769,554
	現 預 金	—	—	—	476,584	193,497	361,374	352,002	295,073	329,239	366,553	538,678	909,694	1,516,961	2,364,281	3,332,131
流 動 負 債 (K)	負 債 (K)	—	—	—	4,065,817	4,135,167	4,176,316	4,011,358	3,620,433	3,503,469	3,294,265	2,987,389	2,702,518	2,466,748	2,314,329	2,249,849
	う ち 建 設 改 良 費 分	—	—	—	3,622,800	3,542,150	3,381,766	3,174,451	2,892,275	2,733,199	2,524,965	2,219,081	1,935,278	1,700,650	1,505,940	1,442,710
	う ち 一 時 借 入 金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
う ち 未 払 金	—	—	—	443,017	593,017	794,549	836,907	728,158	770,269	769,300	768,308	767,240	766,098	808,389	807,140	
累 積 欠 損 金 比 率 ( (I)/(A)-B ) × 100	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 の 額 (L)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
営 業 収 益 一 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)	—	—	—	3,968,553	4,219,237	4,695,415	4,700,465	4,681,756	4,670,437	4,656,510	4,632,964	4,620,336	4,612,737	4,601,301	4,574,421	
地 方 財 政 法 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M) × 100)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 の 額 (N)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)	—	—	—	3,968,553	4,219,237	4,695,415	4,700,465	4,681,756	4,670,437	4,656,510	4,632,964	4,620,336	4,612,737	4,601,301	4,574,421	
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P) × 100)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

資本的収入及び支出の推計

単位：千円

区 分		年 度														
		2016年度 (決算)	2017年度 (決算)	2018年度 (決算)	2019年度 (決算)	2020年度 (決算見込)	2021年度 将来推計	2022年度 将来推計	2023年度 将来推計	2024年度 将来推計	2025年度 将来推計	2026年度 将来推計	2027年度 将来推計	2028年度 将来推計	2029年度 将来推計	2030年度 将来推計
資本的収入	1. 企業債	1,638,600	1,600,500	1,551,000	1,710,800	1,292,600	1,878,100	1,788,900	1,311,600	1,209,700	1,119,200	1,048,800	1,048,800	1,048,800	1,190,700	1,190,700
	うち資本費平準化債	1,250,000	1,100,000	1,020,000	874,000	720,000	815,000	625,800	403,000	160,900	70,400	—	—	—	—	—
	2. 他会計出資金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	3. 他会計補助金	1,174,829	1,051,384	990,702	842,636	95,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000
	4. 他会計負担金	—	—	—	—	819,600	819,035	758,650	695,769	584,685	536,219	518,099	391,169	321,799	289,985	261,807
	5. 他会計借入金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	6. 国(都道府県)補助金	138,134	199,328	156,000	303,530	121,200	325,228	366,457	261,511	303,180	303,180	303,180	303,180	303,180	345,344	345,344
	7. 固定資産売却代金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	8. 工事負担金	2,578	1,440	2,342	2,766	700	700	700	700	700	700	700	700	700	700	700
	9. その他	199	2,157	6	16	200	516	516	516	516	516	516	516	516	516	516
計 (A)	2,954,340	2,854,809	2,700,050	2,859,748	2,329,300	3,029,579	2,921,222	2,276,096	2,104,780	1,965,814	1,877,294	1,750,364	1,680,994	1,833,244	1,805,066	
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)																
純計 (A)-(B) (C)	2,954,340	2,854,809	2,700,050	2,859,748	2,329,300	3,029,579	2,921,222	2,276,096	2,104,780	1,965,814	1,877,294	1,750,364	1,680,994	1,833,244	1,805,066	
資本的支出	1. 建設改良費	635,955	782,919	783,661	1,080,435	755,500	1,577,682	1,777,682	1,268,591	1,470,724	1,470,724	1,470,724	1,470,724	1,470,724	1,675,263	1,675,263
	うち職員給与費	39,012	36,710	37,534	40,563	59,500	59,500	59,500	59,500	59,500	59,500	59,500	59,500	59,500	59,500	59,500
	2. 企業債償還金	4,034,390	3,976,184	3,945,119	3,782,181	3,622,800	3,542,150	3,381,766	3,174,451	2,892,275	2,733,199	2,524,965	2,219,081	1,935,278	1,700,650	1,505,940
	3. 他会計長期借入返還金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	4. 他会計への支出金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	5. その他	199	71	—	—	15,700	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計 (D)	4,670,544	4,759,174	4,728,780	4,862,616	4,394,000	5,119,832	5,159,448	4,443,042	4,362,999	4,203,923	3,995,689	3,689,805	3,406,002	3,375,912	3,181,202	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)	1,716,204	1,904,365	2,028,730	2,002,868	2,064,700	2,090,253	2,238,226	2,166,946	2,258,219	2,238,109	2,118,395	1,939,441	1,725,008	1,542,668	1,376,136	
補填財源	1. 損益勘定留保資金					1,494,200	1,445,933	1,472,956	1,511,398	1,528,279	1,545,406	1,556,277	1,566,724	1,584,066	1,542,668	1,376,136
	2. 利益剰余金処分量					—	468,064	697,838	632,737	675,807	633,724	501,327	303,449	64,737	—	—
	3. 繰越工事資金					—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	4. その他					570,500	130,696	67,432	22,811	54,133	58,979	60,791	69,268	76,205	—	—
計 (F)					2,064,700	2,044,693	2,238,226	2,166,946	2,258,219	2,238,109	2,118,395	1,939,441	1,725,008	1,542,668	1,376,136	
補填財源不足額 (E)-(F)					—	45,560	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
他会計借入金残高 (G)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
企業債残高 (H)	36,657,777	34,295,493	31,901,374	29,846,493	26,891,099	23,934,448	20,868,762	17,740,454	15,354,713	13,019,034	10,943,189	9,226,932	7,847,457	6,897,490	5,981,838	

○他会計繰入金

区 分		年 度														
		2016年度 (決算)	2017年度 (決算)	2018年度 (決算)	2019年度 (決算)	2020年度 (決算見込)	2021年度 将来推計	2022年度 将来推計	2023年度 将来推計	2024年度 将来推計	2025年度 将来推計	2026年度 将来推計	2027年度 将来推計	2028年度 将来推計	2029年度 将来推計	2030年度 将来推計
収益的収支分		1,260,171	1,258,616	1,249,298	1,277,364	1,165,400	1,229,299	1,216,202	1,186,783	1,173,595	1,163,033	1,146,507	1,142,775	1,147,325	1,149,447	1,137,727
	うち基準内繰入金	1,251,437	1,249,250	1,239,117	1,266,500	1,154,400	1,218,299	1,205,202	1,175,783	1,162,595	1,152,033	1,135,507	1,131,775	1,136,325	1,138,447	1,126,727
	うち基準外繰入金	8,734	9,366	10,181	10,864	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000
資本的収支分		1,174,829	1,051,384	990,702	842,636	914,600	825,035	764,650	701,769	590,685	542,219	524,099	397,169	327,799	295,985	267,807
	うち基準内繰入金	670,793	645,153	641,691	632,808	819,600	819,035	758,650	695,769	584,685	536,219	518,099	391,169	321,799	289,985	261,807
	うち基準外繰入金	504,036	406,231	349,011	209,828	95,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000
合 計	2,435,000	2,310,000	2,240,000	2,120,000	2,080,000	2,054,334	1,980,852	1,888,552	1,764,280	1,705,252	1,670,606	1,539,944	1,475,124	1,445,432	1,405,534	

## 第6章 経営戦略の事後検証・更新等

原則 5 年毎の経営戦略の見直しを行うとともに、年度毎に計画の進捗状況等を確認し、事業運営に反映させます。なお、年度毎の進捗を公表し、確実な計画進捗とともに、健全な運営に努めます。

## 第7章 用語集

用語	説明
あ	
営業収益対資金残高比率	業務運営上必要な資金を確保できているかを表す指標です。この指標が過度に低い場合は、日常の業務運営に支障をきたしかねないことを意味するため、一定水準を確保する必要があります。 算定式：現金預金残高÷営業収益×100（%）
か	
管渠	下水を収集し、下水処理場まで運ぶ施設・設備を示します。
企業債	地方公営企業が建設改良事業等に要する資金を確保するために発行する地方債（国等からの長期借入金）を示します。
繰入金（繰出金）	一般会計から下水道事業会計へ繰入れる資金のことを示します。毎年度総務省から繰出基準が通知され、一般会計側から見た際は「繰出金」と呼ばれます。
繰出基準	上記の繰入金（繰出金）にかかる総務省から通知される基準を指します。下水道事業に関しては、例えば雨水処理に要する経費について、繰出基準として、「雨水処理に要する資本費及び維持管理費に相当する額とする。」と定められています。
経常収支比率	料金収入、繰入金等の収益によって、維持管理費や支払利息等の経常的な費用をどの程度賄えているかを表す指標です。 算定式：経常収益÷経常費用×100（%）
経費回収率	使用料で賄うべき経費を、どの程度賄えているかを表す指標です。 当該指標は、使用料で回収すべき経費を全て使用料で賄えている状況を示す100%以上であることが必要とされています。 算定式：下水道使用料÷汚水処理費（公費負担分を除く）×100（%） 令和2年度以降については、地方公営企業法の財務適用、企業会計への移行により、従来とは経費回収率の算定方法が変更となるため健全性を見るにあたっては、経費回収率のみではなく、収支バランスや財務諸表全体で判断することが求められます。

さ	
資本平準化債	企業債の元金償還期間と実際の下水処理施設の減価償却期間が異なっており、減価償却期間の方が長いことから、当該年度の企業債元金償還金相当額と減価償却費相当額との差額について、発行が認められる地方債をいいます。
収納率	下水道料金の調定額のうち、実際に収入された金額の割合を表す指標です。
処理区域	下水道が整備されており、下水を処理場で処理できる区域を示します。
水洗化率 (下水道接続率)	処理区域内人口のうち、実際に下水道に接続して汚水処理している人口の割合を表す指標です。公共用水域の水質保全や使用料収入の増加等の観点から 100%となっていることが望ましいとされています。 算定式：公共下水道利用人口÷処理区域内人口×100 (%)
ストックマネジメント	既存の施設（ストック）の健全度や重要度を考慮した上で、計画的かつ効率的に施設管理（点検・調査や維持修繕・改築）を行うことを示します。
た	
調定件数	下水道料金の請求にあたり検針を行った件数を示します。
は	
普及率（下水道普及率）	行政区域内人口のうち、どのくらいの人が下水道を使えるようになったかを表す指標です。 算定式：現在処理区域内人口÷行政区域内人口×100 (%)
不明水	下水処理場で処理した全汚水量から有収水量を除いた水量を示します。
や	
有収水量	下水処理場で処理した全汚水量のうち、水道メーターにより計量された、下水道使用料徴収の対象となる水量を示します。
有収率	施設の稼働が収益につながっているかを表す指標です。 100%に近ければ近いほど施設の稼働状況が収益に反映されているといえます。 算定式：年間有収水量÷汚水処理水量×100 (%)

ら	
流動比率	1年以内に支払わなければならない債務に対して、支払可能な現金等がどの程度確保されているかを表す指標です。当該数値が大きいほど短期的な財務安定性が高いと判断されます。 算定式：流動資産÷流動負債×100（％）
流域下水道 維持管理負担金	流域下水道管理者（主に都道府県）が市町村から徴収する維持管理負担金をいいます。
P	
PDCA（サイクル）	計画（Plan）→実施（Do）→評価（Check）→改善（Action）のサイクルによる業務管理や、改善プロセスの手法です。
PPP/PFI	PPP(Public Private Partnership)：官民連携の考え方です。 PFI(Private Finance Initiative)：施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力、技術力を活用することで、効率的、効果的な公共サービスの提供を目的とする取り組みです。